

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 2 9 年 1 0 月 5 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 2 分
場 所	消 防 講 堂		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	林下委員長、中村（吉宏）副委員長、秋元・面野・ 小貫・前田各委員		
説 明 員	産業港湾部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名委員に、秋元委員、面野委員を御指名いたします。

付託案件を議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「日本遺産認定に向けた進捗状況について」

○（産業港湾）中崎主幹

日本遺産認定に向けた取り組みにつきましては、本年 4 月から産業港湾部に主幹 1 名、主査 1 名の日本遺産等担当が配置され、平成 29 年度は情報収集、他自治体との調整及び市民意識の醸成が主な業務であります。認定に向けたこれまでの取り組みなど、進捗状況について報告いたします。

まず、4 月 21 日に、産業港湾部長、次長、日本遺産等担当が北海道教育庁生涯学習局を訪問し、道内の認定申請に向けた状況等を伺いました。

その後、4 月 29 日に、平成 29 年度の日本遺産認定が発表されましたので、担当において分析等を行いながら、5 月 17 日には、部長、次長、担当が N P O 法人炭鉱の記憶推進事業団が開催する「初任者のための炭鉱講座」に参加し、炭鉄港ストーリーについて学ぶとともに、空知の自治体関係者等との意見交換を行いました。

6 月 22 日、担当主査が北前船日本遺産推進協議会の事務局との打ち合わせ、並びに文化庁に挨拶に伺い、その際に今後の取り組みスケジュールなどについての打ち合わせを行いました。

7 月 1 日には、京都府で行われた「日本遺産サミット」に担当主査が参加し、先進地の状況を視察するとともに、文化庁相談ブースにおいて、申請に向けたテクニックなどのアドバイスをいただきました。

7 月 14 日、岡山市で開催された「北前船寄港地フォーラム」に副市長と担当主幹が参加し、追加認定を目指す自治体における北海道・東北エリアの代表を依頼されました。

8 月 1 日、担当主幹が北前船日本遺産推進協議会の追加認定に向けた文化庁との協議に、エリア代表として参加いたしました。

8 月 8 日、本市で開催された「海と日本プロジェクト in 北海道」ほか 5 件の各実行委員会主催の「北前船北海道こどもサミット」の開催状況を部長、次長、担当が視察いたしました。

8 月 10 日、空知及び後志総合振興局の地域創生部長から市長に対し、炭鉄港の日本遺産認定に向けた取り組みへの協力依頼がありました。

8 月 19 日には、市教育委員会とともに「小樽シンポジウム『日本遺産』の認定に向けて」を開催し、140 人の参加をいただきました。

9 月 2 日及び 3 日、小樽青年会議所主催の「北運河ルネサンス 2017」のステージイベントにおいて、日本遺産への取り組みの P R を担当からさせていただきました。

9 月 28 日、担当主幹が北前船日本遺産推進協議会の追加認定に向けた文化庁との第 2 回目の協議に、エリア代表として参加いたしました。

今後、31 年度での地域型の日本遺産認定を目指すほか、北前船及び炭鉄港という二つのシリアル型について、地域型と競合しないよう認定を目指していくこととし、歴史文化基本構想を策定している市教育委員会と連携しながら、さらに情報収集等に努めてまいります。

○委員長

「色内ふ頭の規制について」

○（産業港湾）管理課長

それでは、色内ふ頭の規制について報告いたします。

去る 8 月 24 日正午より、色内ふ頭の立ち入り制限をしているところではありますが、色内ふ頭の岸壁等は昭和 50 年代初めに整備されてから約 40 年が経過しており、現在、埠頭内には中央下水終末処理場や色内埠頭公園などの施設があります。岸壁等の主たる構造は、埠頭前面の水域側海中に打ち込まれた鋼管杭と、埠頭の背面側になります鋼管矢板で上部コンクリートを支える栈橋形式となっております。

今回、水道局が実施した詳細調査において、岸壁等に経年腐食による鋼管矢板等の肉厚減少と、鋼管矢板等の開口が判明し、この結果をもとに力学的な見地で安定性の調査を行ったところ、計算上安全性が確保されていないことが確認されました。結果判明後、定期的に目視点検などを行っておりますが、現在のところエプロン舗装や、その陸側の地盤などに変位・変状は確認されておりませんが、このような現状を放置すれば鋼管矢板背面からの埋立土の流出による地盤の陥没や、エプロン舗装の沈下の可能性も否定できない状況となっております。

今回の詳細調査によって、岸壁等の安全性が確保されていないことが確認されたところではありますが、色内ふ頭は小樽海上保安部の大型巡視船 3 隻の基地となっている岸壁や、多くの市民等に利用され親しまれている色内埠頭公園があることから、市民等の安全確保を最優先と考え、関係者以外の立ち入りを制限し、利用を当面禁止せざるを得ないものと判断したところであります。

このうち、公園の南側については、敷地が岸壁に隣接していることから、園内から岸壁に近寄れないように暫定措置として距離をとった位置にフェンスを配置し、来園者の安全を確保した後、来年の 6 月をめどに公園の使用が可能となるよう進めていきたいと、建設部から聞いております。

なお、今後につきましては、水道局において調査結果を踏まえた岸壁等の安全性を確保するための補修方法の検討などを行う予定であります。補修には多額の費用がかかるなどの多くの課題があり、これらの問題の解決と早期使用再開に向けて検討していると聞いております。

○委員長

「小樽港港湾計画について」

○（産業港湾）事業課長

それでは、小樽港港湾計画について、報告させていただきます。お手元の資料 2 をごらんください。

これまで、平成 29 年度中に小樽港港湾計画を改訂するため長期構想の策定作業を進めてまいりましたが、取扱貨物量を含めた現状と課題を検討した結果、現段階として現状の貨物量からの大幅な増加が見込めないことから、これらの作業を一時中断し、今後は小樽港の将来像を示す基本理念などを作成することといたしました。

詳細につきましては、お手元の資料 A 4 の小樽港港湾計画についてをごらんください。

まず、長期構想策定と港湾計画改訂における経過からフローに沿って御説明申し上げます。

現行の港湾計画は、平成 9 年に改訂されたものであり、10 年代後半を目標年次として策定したものでございます。

19 年におきましては、港湾計画改訂から 10 年が経過し、小樽港を取り巻く情勢が大きく変化したことにより、施設計画の実施が進まないため、小樽港の振興策や新たな活用方法について、任意計画として小樽港将来ビジョンを策定したものでございます。

22 年におきましては、当時の国土交通大臣から、港湾計画における取扱貨物量の計画値と実績値の乖離が大きい港湾へは国としての支援が困難である、こういった旨の発言を受け、港湾計画改訂を表明したところでございます。

その後、23 年には、国から日本海側拠点港外航クルーズの選定を受け、26 年には第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画の策定、また、小樽港研究会から今後の小樽港の物流についての報告。27 年には、若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画の策定を進めてきたところでございます。

こういった経過の中、港湾計画の改訂案を検討してまいりましたが、具体的な検討箇所につきましては、次の A

3 の別紙 1 をごらんください。

別紙 1 につきましては、現行の港湾計画図となっておりますが、改訂に向けた検討箇所といたしましては、まず赤色の点線で囲ってあります下枠の港湾の能力につきましては、取扱貨物量や港湾利用者が検証したことによる検討、次に、港湾施設の規模及び配置などの検討につきましては、現計画の施設計画箇所といたしまして、①の北副防波堤は、港内静穏度向上を図るための検討。②の高島地区小型船だまりは、漁船数が減少したための検討。③の港町物揚場背後地は、第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画後の検討。④の第 2 号ふ頭拡張は、取扱貨物量の増加が見込めないための検討。⑤の第 3 号ふ頭基部は、第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画後の検討。⑥の小樽港縦貫線（区間 3）は、臨港交通の円滑化を図るための検討。⑦のフェリーふ頭は、フェリー貨物量の増加が見込めないため、耐震強化岸壁、背後地における埠頭用地の検討。⑧の若竹地区小型船溜まりは、入港船舶が減少したための検討。⑨の南波防波堤基部緑地は、歴史的港湾施設と一体の緑地整備を図るための検討。⑩のマリーナⅡ期計画は、需要の拡大が見込めないための検討。⑪の小樽港縦貫線（区間 1）は、臨港交通の円滑化を図るための検討をそれぞれ予定したところでございます。

このほか、新規施設計画といたしましては、青色の点線で囲ってございます、A の第 3 号ふ頭マイナス 10 メートル岸壁及びマイナス 10 メートル泊地は、大型クルーズ客船に対応するため。B の第 3 号ふ頭緑地は、第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画を策定したため。C の若竹地区緑地は、若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画を策定したため。こういった理由がございまして、それぞれの施設計画を新規で位置づけをする検討を予定してございました。

先ほどの A 4 の資料にお戻りください。

この港湾計画改訂案とともに、小樽港における二、三十年後の長期的な視野に立った総合的な港湾空間の形成とそのあり方を検討するため、27 年度から任意計画である小樽港長期構想の検討を進め、28 年 8 月には第 1 回の検討委員会を開催し、小樽港の現状と課題を整理したところでございます。

29 年 2 月には、当初第 3 号ふ頭 17 番岸壁の前面泊地しゅんせつは小樽市が実施することとなってございましたが、国策によるクルーズ振興によりまして、直轄事業を活用した実施が可能となり、29 年度から着手することとなりましたので、急遽港湾計画の軽易な変更手続を行いまして、第 3 号ふ頭マイナス 10 メートル岸壁及び泊地改良を位置づけしたところでございます。

今後につきましては、長期構想や港湾計画改訂のための小樽港の将来像を示す基本理念を作成したいと考えてございます。長期構想や港湾計画改訂に向けた作業を一時中断する理由といたしましては、これまで 2 年間行ってきた作業の中で、取扱貨物量などを含めた現状と課題を検討いたしました結果、現段階におきましては現状の貨物量からの大幅な増加が見込めないということがございましたので、その状況を港湾計画に反映させますと、縮小方向につながるといったおそれがございますので、現時点での港湾計画改訂に向けた作業は行わないこととしたところでございます。

なお、港湾計画改訂に向けた作業で作成いたしました調査資料につきましては、有効に活用いたしまして、今後長期構想、そして港湾計画改訂のための将来像を示す基本理念を、広く意見を聞きながら作成していきたいと考えております。また、これらの作業につきましては、市の直営作業で進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「（仮称）小樽市中小企業振興基本条例検討委員会の設置について」

○（産業港湾）産業振興課長

資料 3 に基づきまして、報告いたします。

検討委員会につきましては、8 月 23 日に委嘱状の手交のほか、北海学園大学の大貝准教授の講演を中心に第 1 回目を開催いたしました、「1 条例制定に向けた検討委員会の設置」にありますとおり、各界有識者等からの意見を聞くとともに、その内容を協議し、専門的知識や意見を条例の制定に反映させることを目的に設置したものでご

ざいます。

資料を 1 枚おめくりいただきまして、検討委員会の設置要綱でございます。

第 1 条の設置では、ただいま申し上げました目的について。第 2 条、所掌事務では、条例の条文に関する事項。条例に関し、必要な事項を協議、意見交換することとしてございます。第 3 条、組織では、委員について規定しておりますが、条例制定に向けては関係する多くの方々から幅広く御意見をお聞きする必要があることから、直接関係する経済団体・中小企業・金融機関・労働団体のほか、地元の教育機関や公募市民を加えた委員構成としたものでございます。以下、委員の任期、会長及び副会長、会議などについて規定しているものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、検討委員会の委員名簿でございます。設置要綱に基づく分類により整理してございますが、中小企業関係者におきましては、特に本市産業の特徴である水産食料品製造や機械金属製造、商店街の各団体を委員としたものでございます。また、委員の選出につきましては、各団体等に一任し、代表者から委員の推薦をいただいたものであり、第 1 回検討委員会において、会長には小樽商科大学の西村教授が、副会長には北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部の上参郷支部長が互選により選ばれております。

資料 1 枚目にお戻りいただきまして、「3 条例制定及び検討委員会の予定」につきましては、平成 30 年 1 月まで月 1 回程度 5 回の検討委員会を開催し、条例の目的・理念はもとより、市・中小企業・市民等の役割や、中小企業振興に関する基本的施策、(仮称) 中小企業振興会議の設置などの内容について、検討委員会から御意見をいただき、30 年第 1 回定例会において条例素案を報告した後、2 回の検討委員会とパブリックコメントを経て、30 年第 2 回定例会に条例案を提出する予定としてございます。

○委員長

それでは、これより質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、民進党、公明党、共産党の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

◎（仮称）小樽市中小企業振興基本条例検討委員会について

まず、今報告がありました中小企業振興基本条例の検討委員会の件ですが、確認なのですが、この委員の団体はどのような形で選ばれたのか、一度御説明ください。

○（産業港湾）産業振興課長

この委員の団体につきましては、まず要望書をいただきました同友会、それから小樽商工会議所、小樽市による制定準備会において団体を選定したということでございます。その視点におきましては、理念条例ではございすけれども、中小企業振興を推進し、もって本市経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とするという条例でございすので、御意見をいただきたい、あるいは、いただく必要があると考えられる団体をその準備会の中で検討したものでございます。

そういった中で、準備会の中では直接関係する団体等である経済団体、それから中小企業、金融機関、労働団体のほか、地元の教育機関や公募市民を加え、委員構成を検討してございます。特に、本市産業の特徴であります水産食料品製造、機械金属製造、商店街の各団体を委員としたものでございます。

その後、その結果を踏まえまして庁内議論に入りまして、その庁内議論の中では、もう少し制定準備会で選定した団体以外にも幅広く意見を聞く必要があるのではないかということにもなりまして、最終的に現在お示ししている検討委員会の団体になったという経緯でございます。

○中村（吉宏）委員

庁内議論が行われる前までに決まっていた団体は、この表でどの団体までだったのですか。逆に、庁内議論が行

われることによって加わった団体を示していただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

準備会で検討後、庁内議論の中で加わった団体といたしましては、委員名簿の中小企業関係者の中の上から二つ目、小樽市倫理法人会、それから小樽民主商工会、守成クラブおたる会場。この三つでございます。

○中村（吉宏）委員

私も全体を見渡した中で、今ちょうど挙がった三つの団体がどういう団体なのかなというのがわからない状況なのですけれども、どういう団体なのかお示しいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、順番は先ほどとは変わるかもしれませんが、守成クラブおたる会場につきましては、異業種の集まる交流のグループということで聞いてございまして、ビジネス交流、これを特に目的とした団体であると聞いてございます。会員というのでしょうか、所属されている企業は約100とお聞きしてございます。

それから、小樽市倫理法人会につきましては、こちらも異業種の経営者の集まりということでございまして、ホームページ等も拝見いたしますと、研さん・自己革新に励み、企業の活性化と地域社会に貢献する経営活動を推進する実践団体ということで聞いてございます。

それから、小樽民主商工会につきましては、こちらもホームページ等を拝見いたしますと、小企業、家族経営の営業と暮らしを支え合う中小企業者の団体であると。各種の相談、それから経営交流、学習会などを行っているということで聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

議会議論の中でもたしか共産党の高野議員でしょうか、指摘されていましたが、市長との選挙の応援関係みたいな形のある方が、この守成クラブの代表の方が挙がっていますけれども、これはどうでしょう、庁内議論で何か市長からこういった御指摘とかはあったのですか。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほど御説明した団体の検討経過の中で、まず準備会の中で検討した団体というものがございましたので、その検討結果は尊重しようということでございました。

ただ、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、その制定準備会で選定した団体、そういったところには所属しない中小企業、さらには零細企業の意見をもう少し幅広に聞いてもどうかという、そういった市長からお話がありまして、こういった団体を検討委員会の中に参画をするというようなことで検討したものでございます。

○中村（吉宏）委員

きょうは市長がいないのであれですけれども、またこのあたりも調べていきたいのですが。

ただ一点、この中小企業振興基本条例をつくっていく上で、他都市の事例などを見ていますと、その都市に特化をした産業の団体などもお入りいただいているのです。農業が強い地域は農業団体や、農業機械の方たちの団体などがこういった検討委員会に入っているのですが、今この表を見てみますと、水産加工、それから機械工業、こういった産業に関しての団体は加入されていますけれども、やはり小樽というと全国的に知名度のある観光地でもありますし、観光産業の団体などがこういうところに入ってくるべきなのではないかなと、本来は、考えるわけなのですが、この辺を入れなかったといいますか、入っていないような状況を説明いただければと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

最初に、その検討委員会の委員を検討した準備会の中でも、やはり本市経済にとりまして観光、これは非常に重要であるという認識の中で、委員の検討の際にも挙がったところではあるのですが、他の自治体の条例なども参考にさせていただきまして、それが全てではないのですけれども、そういった自治体におきましては、本市でいうところの私ども産業振興課、こういった課が担う取り組みをうたっているというところが非常に多かったものですか

ら、産業別としては密接に関係する中小企業、とりわけ古くから商工都市として栄え、現在も市内民営事業所の従業者数の約 4 割を占める商業・工業、これに関する団体に参画を依頼したものということでございまして、観光関係の団体についてはこのたびは依頼しなかったということでございます。

ただ、冒頭申し上げましたけれども、本市経済と観光、これは切っても切れない関係にございますので、現在条例施行後に想定してございます、中小企業振興に関する事項についての調査・審議、こういったものを行う（仮称）中小企業振興会議においては、経済的なリンクが必要な観光関係の委員、こういった方にも参画をお願いしたい、検討したいと考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今後の展開の中でということですが、本来であれば、条例をつくる段階でしっかりと観光の側面も切り口にした意見も集約するべきだったのだろうなというふうに思います。観光都市でありながら、一般の市民の皆さんからは、なかなか「その観光って一部の人のためなのでしょ、観光事業の人のためなのでしょ、私たちに関係ないわよね」、そういう印象も強い中で、まちの中にこれをしっかり取り込んでく意味では、非常に重要なものだと思いますので、今後の展開で、どういう組み方、またいろいろなアイデアもあると思います。そういったところで、観光事業の皆さんを取り込んでいっていただきたいなと思いますので、お願いします。

◎日本遺産認定に向けた進捗状況について

次の質問に移ります。

今、報告を聞いていた中で、いろいろ何かへえと思うところがあったのですが、日本遺産認定に向けた進捗についてということで、8月10日、炭鉄港の日本遺産認定に向けて、市長に協力依頼がありました。これに対しての市長の反応はどうだったのか、お示してください。

○（産業港湾）中崎主幹

市長からは、協力をさせていただきたいというお話がございました。

○中村（吉宏）委員

それだけですか。具体的には。

○（産業港湾）中崎主幹

まだ、具体のものは何も進んでいませんので、空知総合振興局で炭鉄港に関する資料をまとめました。それを持ってこられましたので、それをいただいて、今後の協力をお願いしたいというお話でしたので、惜しみなく協力しますというお話をただけでございます。

○中村（吉宏）委員

念のため確認ですが、では、市長はきちんとした資料が手元にあって、しっかりと概要を認識しているということよろしいですね。

○（産業港湾）中崎主幹

資料はいただいておりますし、中身もごらんになっているというふうに伺っております。

○中村（吉宏）委員

◎小樽港港湾計画について

それでは、また次の質問ですが、港湾計画について伺います。

先ほどいただいた報告の中で、議会議論でも出ていましたけれども、今後の長期構想、港湾計画のための基本理念をつくり出すということなのですが、いろいろな議論の中で確認したいのは、長期構想をつくる、いやいいですよ。基本理念的なもの、理念を作成した中で、では具体的に港湾計画はいつごろ示してくれるのかということだけお聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

これまで申し上げておりましたとおり、現状におきましては、なかなかその港湾の取扱貨物量が見込めないという中で、今その状況を、港湾計画改訂に反映させますと縮小計画につながるということがございましたので、我々としては、一度立ちどまって基本理念を作成するということで作業をしたいと考えております。基本理念をつくって、最終的には長期構想を策定して、それから港湾計画につなげていきたいと考えておりますけれども、基本理念につきましては、以前、平成19年に将来ビジョンという中で基本理念をつくっているのですが、これを基本理念の中に目標というものと一緒に作成しているところでございます。

この将来ビジョンにおける基本理念を作成するに当たっては、おおむね大体2年半の月日ということでかかっておりますので、そこら辺は、一からつくるわけではないので、そこまでかからないとは思いますが、なるべく早期に長期構想、そして港湾計画改訂の再開に向けて取り組んでいきたいということで考えておりますけれども、まだ具体的にいつからというのは決まっていないというところでございます。

○中村（吉宏）委員

私は予算特別委員会の中でも申し上げましたが、やはりある程度期限、期限に準じる見通し、いつごろまでこういうものをつくって、いつごろに計画立てるといような目標がないと、これいつまでも進まないと思うのです。どうするか、こういうのをしっかりと、できれば明示的な期限を示しながら進めていってほしいですし、貨物量の増加がなかなか見込めないという、その根拠をもう一回示してもらえますか。

○（産業港湾）事業課長

まだ正式な決定ではないですが、平成27年度に、港湾計画改訂の委託業務を行ったところでございますけれども、その中で貨物量推計というものを行っております。この貨物量推計は今の現状、もしくはその過去の統計も見まして、どのぐらい伸びるかという推計をしているところでございます。それと今後新規貨物の可能性はどうかということをおわせて貨物量推計したのでございますけれども、やはり小樽市の人口もだんだん減っていくという中では、新規貨物も含めた中で、大きな増が見込めないと考えております。

その推計値でございますが、おおむね、10年から15年で推計した結果、まだこれにつきましては国とも協議は行っておりませんけれども、大体横ばいの推計ということで報告を受けているところでございます。

○中村（吉宏）委員

データのなもの、人口の減少動態とかそういうのもそうですけれども、そういう推計がある中で計画を立てるといことは、そういう状況を踏まえて本市としてどうしていくのかを組み立てるためのものだと思うのです。そのために、皆さん一生懸命ポートセールスとかやっているわけでしょう。そうしたらそういうものを踏まえて、その逆、数字が悪いものであれば、それを逆転させるような発想やものを盛り込んで、逆に言うと積極的なものを打ち出していくのが計画というものの本来のあるべき姿。放っておけばこうやって減少するけれども、我々はこうやって盛り上げていくのだというものをしっかりとつくるという意味、意欲、そういったものを持ってほしいと思うのです。その辺を答えろと言っても難しいと思いますけれども、そのあたり検討されているのかだけでも少しお示しいただけますか。

○（産業港湾）事業課長

現状を見ますと、先ほど申し上げましたとおり、取扱貨物量の大幅な増が見込めないということでございましたけれども、私たちも新規の貨物の可能性に向けて、いろいろ北海道の道東ですとか、いろいろ企業にヒアリングを行っているところでございます。そのヒアリングした中でも、なかなかその大幅な増が見込めない。今のところ日本海側ということになりますと、小樽港は災害にも強いということでございますけれども、そういったものをアピールしながら企業にヒアリングをしているところでございます。なかなか裏づけのとれるような貨物量増が見込めないということでございますので、それは今終わったという話ではなくて、今後もポートセールスしていく中で、

新規貨物の可能性に向けて何か方策がないかということで、随時取り組んでいきたいということで考えております。

○産業港湾部長

今の部分でございますけれども、私どももやはり中村吉宏委員のおっしゃるとおりだと思っております。ただ、過去の減っていく統計だけを見て、このまま減っていく、そのじり貧状態になる、それはおかしいと思っております。それで、機構改革で港湾振興課をつくったりとか、それで物流とフェリー、それからクルーズと、そういった面について力を入れていこうということを考えておりますし、先日、たしか新聞でも取り扱い量が前年より非常にふえたというような記事もありましたので、そういった明るい兆しも事実としてありますので、そういったものから少しでも前向きにいくように考えてまいりたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

そういつて積極的に、もうないものというか、今ここになかったらものをとってくるしかないですよ。これは私も民間の営業経験者の見地で言わせてもらいますけれども、とってくるしかないのですよ。どこからとってくるのかを一生懸命探すというのが本来の仕事だと思いますし、営業上手な事業課長にぜひ期待をしてですね、頑張ってくださいと思います。

◎高島漁港区の観光船事業について

それから、次に高島漁港区の観光船事業について質問いたします。

小樽市コンプライアンス委員会の報告ですけれども、我々議会ですずっと通して言ってきたことがそのまま出ているわけではないですか。これについて、やはり何か合法性、違法性のお話をしたところで、観光船の護岸への登録許可をしたときのことが、私はどうもひっかかるのですけれども、これは法律とか条例の解釈の市の認識ということなのですが、私はこういうお話をしました。漁業者たちの権利利害の関係があるから、公聴会とかを開いて意見集約するべきだと。コンプライアンス委員会の中でもやはり近いことを言っています。さらに、標準処理期間というのが設けられているでしょうと。7日間と示されていますよね。これに対して小樽市は大体土日を含んで、それ抜いて4日ぐらいの期間で大急ぎで許可を出しているわけです。これについてどういうことなのかという認識を問うたら、いや、標準処理期間が7日なので、それ以内で許可ができるように大急ぎでやりましたと。これは市長も答弁されていますし、それに石田議員の何かの討論でも同じことを言っているのですけれども。では、伺いますけれども、行政手続法に標準処理期間内に必ずその申請を処理しなければならないという規定はありますか。

○（産業港湾）管理課長

今、委員から御質問がありました、標準処理期間内に必ずしもその期間内に許可をおろさなければいけない規定があるかどうか。私も少し確認しましたが、必ずしもそういう文言は確認できなかったと。

○中村（吉宏）委員

おっしゃるとおり、ないのです。あれは7日以内に処理をしなければならないという規定ではないのです。何で私が7日もあるのにというお話をしたかというと、その期間を十分生かしながら、実質的な審理や検討ということができたのではないですかというのをお示ししたのです。全くとんちんかんな答えが返ってきて、それが何か小樽市の見解ですみたいな形になっているその状況は非常に私、歯がゆかったです。

この法律というのは、皆さんが申請を受けて、その処理をするまでにほったらかしにしないでくださいねと。まず、申請が上がったらすぐそれに取りかかってくださいねというのをうたうための規定なわけです。そういうところを認識してほしいし、一番認識していただきたいのが市長なのですけれども、いけませんので、部長からでもお伝えください。

この高島漁港区に関して、先日、市長が議案第24号で10分の1の減給云々というお話を提案説明されていましたが、減給の内容については触れないのですけれども、この説明の中で、随分分区のお話をいろいろしていらっしゃったようです。本件以外にも分区条例上適合しないと思われる建築物の調査を行ったということなのですから、

これはコンプライアンス委員会から通報対象事実ありと示されたものとの関連性として何が関係あるのか、今回の件と何が関係あるのかをお示ください。

○（産業港湾）管理課長

今、委員から、今回の件以外にも分区条例上適合しないと思われる建築物があるかないか調査をしたというお話だったのですけれども、既存の建物で分区条例上適合しないという建物については、今後やっていくということで検討していくという、私はそういう認識でいたのですけれども、今回の調査した物件については、今回の高島の飲食・物販の建物の新築という扱いと同様で、その他の分区において、同様の物販店ですとか飲食店が、当時、直近で新築された際にどのような取り扱いをして適合したという判断をしたのか、そのときの判断と今回の判断の認識の差を比較するために、確認するために調査を行ったということでございます。

○中村（吉宏）委員

前回出したものとどう違うのかって、前は前回で合法だと思うのです。もうしっかり取り組まれていると思いますよ。何が一番今回のコンプライアンス委員会の判断でおかしいと指摘されたのかというと、まるきり違う用途のものをその枠の中に無理やり当てはめようとしたわけですね、抽象的な表現ですけれども。そこがおかしい。それでそれに対しての是正をどうすべきかなのに、前に許認可をしたものについて調べるという、どういう許認可の仕方をしたのか調べるというのは、全くその是正の方向と真逆だと思うのです。関係ないのだと思うのです。

この件について産業港湾部が分区上のほかの建物についての調査をするということを御存じだったのかどうかというのが一点、まずそこをお願いします。

○（産業港湾）管理課長

今回、港湾室が調査を実施することを知っていたかどうかというお話ですが、きょうの本会議での安斎議員への答弁にもございましたとおり、今回、高島を許可した件は過去の取り扱い事例を参考にして、その判断を参考にしながら許可したわけなのですけれども、その判断について、改めて今回のコンプライアンス委員会からの御指摘を受けて、その当時の判断についても改めて前例を詳しく調べる必要があります。その背景を精査するため行ったものなのですけれども、これについては、きょうの答弁にもありますとおり、市長から指示があったものでございます。

○中村（吉宏）委員

市長から指示があって、港湾室がその調査に携わったということでよろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

委員のおっしゃるとおりでよろしいかと思います。

○中村（吉宏）委員

何で市長がこういう指示を出すのかというのは本当にもう理解に苦しむのですけれども。

ほかの分区の地域については、顧問弁護士の見解ですと問題はない、少しおそれはあるみたいな反応でしたけれども、必ずしも違反だという認識ではないと。しかも顧問弁護士はコンプライアンス委員会ではないわけで、小樽市へのアドバイザーなわけですから、それはいいとして、当該地域の是正について、どうしていくのかというのを、ほかの場所は関係ないですから、しっかり示していただきたいのですけれども、今、示していただけますか。

○（産業港湾）管理課長

今、当該地域とおっしゃられたのは今回コンプライアンス委員会の通報事実……

（「そうです」と呼ぶ者あり）

ということですね。具体的な是正措置を行って、いつまでにそれを解決するかというお話かと思うのですけれども、正直申し上げまして、今我々が考えている是正措置としては、港湾法第40条の2に基づいて、その中に記載されている方法をどれにするかということをまず検討している最中です。それを行うためにはやはり港湾法第40条の2に規定されているのですけれども、相手にとっては不利益処分になるわけですから、当然、行政手続法に基づい

て聴聞会を開くとか弁明の機会を与えるとかということが条文化されていますので、その辺のことを考慮すると、どのぐらいの日数が実際必要なのか、手続がどのぐらい必要なかはなかなか把握できない部分がございますので、今ここでは明確にいつまでということは、なかなか御答弁できないところです。

○産業港湾部長

少し補足させていただきますけれども、私も本会議等の答弁で、最優先でこれに取り組むということを何回か話しております。ですから、参考にとということで、先ほど管理課長から、ほかの事例を調べることはありましたけれども、あくまでも今回の事例について最優先で取り組んで、先に是正措置していくことは間違いないということでお話ししたいと思います。そのほかについては、その後、どのように対応していくかはまた考えていかなければならないと思うのですが、全部明らかになるまでは今の部分も是正措置しないとかそういう部分ではなくて、あくまでも最優先で取り組んでいきたいと思っておりますので、その点だけはお話ししておきたいと思えます。

○中村（吉宏）委員

今御答弁いただいた中で、最優先でと、なるべく早くということですが、大体いつから取りかかるのか、具体的に何月何日とは言わないまでも、いつからこの具体的な作業に入っていくのかをおおよそその時期だけお示しいただければと思います。

○（産業港湾）管理課長

いつから着手するかというお話ですが、これはもうここまで大きく問題が取り上げられましたので、少しでも、今準備を始めていますけれども、少なくとも今月中には着手作業にはかかっていきたいと考えています。

○中村（吉宏）委員

では、用意していた質問をもう少しだけお伺いしますけれども、これひょっとすると、港湾室で把握できていないのかもしれないです。ただ、今回の是正措置にかかわる部分なので、小樽市が顧問弁護士に相談したというところを受けて、顧問弁護士にこのコンプライアンス委員会の違反の報告書面というのを見せたのかどうか。もし把握されていたらお答えください。

○（産業港湾）管理課長

今回のコンプライアンス委員会の調査結果報告については、私どもから直接は、見せていませんけれども、総務部から報告しているというお話は何っております。

○中村（吉宏）委員

そこだけ一点ひっかかって、あとの質問はもうさせてもらいました。なるべく早く是正をとということでお願いもして、聞いていただけるということなので、しっかりと対応していただきたいと思えます。

あと、一般質問の中で触れていたお話ですが、漁業者に市長が何かお話をして、直接何か謝罪なのか何かわかりませんが、お話をしに行きたいみたいなお話をしていたのです。これについては、今どういう段取りになっているのか、お示しいただけますか。何かアポイントをとっているとか、いつぐらいに行く予定をしているとか、お話を聞いてくれそうだとか、そういうところを含めて、対漁業者への関係についてお伺いします。

○（産業港湾）港湾室長

市長が以前から漁業者に話をさせていただきたいということで、漁業協同組合を通じて調整していた次第なのですが、このたび報告書が出てから、まず私どもから漁業組合に、こういう報告書が出ましたということで報告を申し上げ、ついては、市長から正式に漁業者とお話しして、この報告をしたいということで一応申し入れはしたところでございますけれども、なかなか先方も時間がとれない状況もありますし、そうこうしているうちにこの議会も始まりまして、なかなかこちら時間もとれない状況なので、アポイントにつきましては、これからまた改めてとりたいと思っておりますが、その際に漁業協同組合から言われたのは、まず直接漁業者のいわゆる地区の代表、区長にお話ししてほしいというふうに賜ったのですが、区長は、漁業協同組合を通してほしいというお話もあった

ものですから、今その辺のところで、少しアポイントのとり方をまたさらに漁業協同組合と協議したいというふう
に思っております。

○中村（吉宏）委員

このお話もどこかで聞いたなと思いましたが、予算特別委員会の中央バスのふれあいバスの件で進め方がおかし
かったのですとか、市長が中央バスに本当に非常識な態度をとったと思います。それについて、本人は謝罪に行くと
言っていますけれども、市長は。ただ、相手があつてのことなのです。中央バスに対してもそうですし、本当に非
はどちらかというとし市というよりも市長にあると私は認識していますしね。数々の議会答弁の中で漁業者への対応
をどうするのだと、去年の10月ぐらいとかに言われていて、行ってきてくださいと。だけれども、行こうとしな
かった。漁協が相手にしてくれませんか。これをしっかりとまず関係改善をしなければならないのではないかなと。
市長にそれをやってくださいと言っても多分無理なのでしょうから、ぜひ私からもお願いします。市長のための小
樽市ではなくて、市民のためであり、我々全体のための小樽市なので、何とか原課の皆さん、関係するところは港
湾室と水産課だと思いますけれども、協議をしながら、漁業者に本当に心ある対応をしていただいて、しっかりと
市としての対応をしますということで、関係改善の動きをとっていただきたいなと思います。

要望になってしまいましたけれども、この点をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。最後に御答弁い
ただければと思います。

○産業港湾部長

委員のおっしゃるとおりだと思っています。私どももそう考えておりますので、これまでも水産課でも漁業者か
ら苦情が来てわかるのではなくて、日ごろから漁業者の声を聞いて、その後、問題がないかどうかということを常
に確認するようにしていましたので、そのような方向で、どういう形になるかまだこれからになりますけれども、
考えてまいりたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

ぜひお願いしていきたいと思います。本当はこういうことにならないようにするのが一番肝心なのでしょうけれ
ども、なってしまったからには本当に真摯な態度で臨んでいただきたいなというふうに申し上げて、私からは終わ
ります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

○面野委員

◎高島漁港区の観光船事業について

まず、先ほど、中村吉宏委員からも御指摘ありましたし、きょうの本会議でも少し触れておりましたけれども、
市長の給与の減給条例そのものについてはなかなかこの場でお答えいただけることも限られてくるのかと思うので
すが、きょうの本会議の最後に産業港湾部長がお話しされていた、過去の誤った条例の解釈ですとか、安斎議員と
のやりとりが私も聞いていてもなかなかわかりづかったことがあるのですけれども、その条例違反のあった建物
に、分区条例で違反している建物についてのことと、管理使用条例、係船環のお話が何かごちゃごちゃになって最
後答弁されていたと思うのですが、もう一度具体的にどういったようなことを御説明されていたのかお聞かせいた
だけませんか。

○産業港湾部長

私も何か途中から説明していて、少しよくわからなくなってきたところがあつて、本当に申しわけありませんで
した。

これは会派説明の資料の裏側の「3 本件における責任及び量定」というところで、過去からの誤った条例解釈を是正することなくという記述がありまして、安斎議員の質問は、責任及び量定の中で観光船係留の部分というのが含まれていないのではないかと指摘をしたいと。分区のほうはあったのですけれども、係留のほうはないのではないかと。そういう御質問だったのですけれども、それで少し混乱してなかなかすっきり答えられなかったのですけれども。

あくまでもこの部分については、過去からの分でも分区のものもあったのですけれども、今回の部分で係留の部分で誤った解釈があったと。そういったものを全部ひっくるめた上で、こういう誤った解釈があったというようなことを説明したかったのですけれども、なかなかそれが、済みません、うまく説明できなくて。ですから、途中で係留の違反事例は過去にはなかったのかと聞かれたのですが、それは現時点でもっとさかのぼってはあるのかもしれませんが、現時点でわかっている部分ではないというふうにお答えしたところでございます。

○面野委員

では、この資料説明の部分の、過去からあった誤った条例解釈というのは、建物の件についてという、分区条例上の建物の違反についてということだけの認識でよろしいでしょうか。

○産業港湾部長

過去にあったのは確かにその建物、分区のところで、「過去からの」の部分の中で、今回の係留の違反も含めたという意味合いで最終的に整理したところでございますので、それが前の過去の部分と今の部分と少しごっちゃになっていたのをきちんと整理してお答えすればよかったのですけれども、それが少しまざってしまいましたので、過去にあったのは分区の部分。それから、今回の部分も含めた過去からのということでトータルでという意味でございます。

○（産業港湾）港湾室長

ただいまの答弁の中の「過去からの」という部分で言いますと、その資料の通報内容の部分で3点書かれておりますが、このうち、護岸使用登録を行ったこと自体が分区条例違反だというのが一つ。それから一つ飛ばして、建物の件、これが分区条例違反で、分区条例違反はこの二つということです。そして残ったもう一つにつきましては、車どめにU字フックを取りつけたことに関して、それを是正することなく係留の許可をしたことは、小樽市港湾施設管理使用条例において好ましい運用ではなく不適切だということで、条例違反のおそれありとなった案件でございまして、今、産業港湾部長が言いましたのは分区条例違反と示された2件についてで「過去からの」と整理させていただいたということでございます。

○面野委員

それでは、今回、安斎議員も最終的に指摘されていたのは、市長の提案説明の中にもあるし、きょうの答弁でもそうなのですが、この今、港湾室長が述べられていた建物の部分の処分の内容だけを勘案した10分の1ということではよろしいのでしょうか。答えられるのでしょうかね、その部分。港湾室のほうでは。

○委員長

面野委員に申し上げますけれども、今回の条例の関係の質問に入りますので。

○面野委員

それはできないですか。わかりました。

では、済みません。質問を変えます。

それでは、この説明の資料の「3 本件における責任及び量定」の部分で、「原部から報告があったものの」という、この報告というのは何に当たるものなのですか。

○（産業港湾）港湾室長

私ども、昨年5月に事業者からこういう観光船事業をやりたいという事業内容をまずは口頭でお伺いしたのです

が、それにかかわってさまざまな許認可が発生するという事で市長、副市長に報告をした、そのことを「原部から報告があったものの」ということで整理させていただいております。

○面野委員

先ほど中村吉宏委員からも御指摘あったとおり、まずこの今回の高島以外の３店舗も、何かその是正措置をしなければいけないみたいな説明になっていて、これが何か過去からの条例違反の解釈があったというようなとりようもできるような資料なので、やはりふれあいパスの件でも、本会議、委員会で答弁がかみ合わないですとか整合性がとれないとかそういったような曖昧で不確定な情報が飛び交っていて、やはりこの説明をする資料についてもなかなかわかりづらい部分があるのかなというふうに思いました。そしてこれは今、市民の方も注目するような問題になっていますので、できるだけわかりやすい資料と答弁を、今後もまだまだ是正処置、処分が続いていくと思いますので、しっかりと資料もそうですし、答弁も明確に、そして端的に行っていただきたいなと思います。

この件については、これで終わらせていただきます。

◎小樽港湾計画について

次に、報告の中の港湾計画改訂の一時中断についてお伺いいたします。

８月末に公表されました港湾計画改訂作業の一時中断について議会質問でも指摘がなされていましたが、小樽港湾振興会、その他小樽商工会議所からも要望書が届けられています、その経過や考え方について何点か質問いたします。

まず、港湾計画改訂作業の一時中断ではなく、これまでどおり改訂時期のずれが生じて改訂の作業を継続するという選択肢はなかったのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

これまで行ってきた改訂作業の中で、やはり取扱貨物量も含めた現状と課題、こういったものを整理して検討してきた結果、やはり現状の取扱貨物量の大幅な増がなかなか見込めないということでございます。

このまま改訂作業を継続いたしますと、やはり現計画の縮小方向につながるというおそれがございますので、やはり改訂作業を一時中断いたしまして、改めて小樽港の振興策ですとか将来像、目標、こういったものを描くことが必要であるということで判断いたしましたので、現状の社会情勢に応じました的確で明確な基本理念を示すことが重要であると考えておりますので、我々といたしましては一時中断することを選択したところでございます。

○面野委員

それでは、その理念の作成方法は、また庁内協議、庁内会議で取りまとめるのか、どういうふうに考えていくのかお示ください。

○（産業港湾）事業課長

基本理念の作成につきましては、庁内協議だけでつくり上げていくのではなくて、やはり平成19年に作成いたしました将来ビジョンの中で基本理念もつくっているのですが、この段階におきましては学識経験者ですとか経済団体、港湾業界、そして市民ですとか関係機関、こういった方々の御意見を伺って、大体20名程度の懇談会、そして研究会というものを立ち上げて行っておりますので、これと同じような形で皆様からの御意見を伺った中で基本理念等をつくるということで作業を進めてまいりたいと考えております。

○面野委員

それでは、やはりいろいろな人を加えて考えると、また理念もまとまらなくなるという懸念はないでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

まずこれまでの計画といたしましては、昨年の８月に第１回長期構想検討委員会を開催しておりまして、おおむねその中の御意見といたしましては、やはり物流の振興ですとか観光面、そして防災、安心・安全、こういったものが主な項目として挙げられておりますので、大体方向性としてはそのような形でまとまっていくのかなというこ

とで現在のところは考えております。

○面野委員

先日、平成28年度第2回小樽市地方港湾審議会の議事録をいただきましたが、やはりこの中の委員でも第1回目が終わった後に庁内会議を行ったら、どなたかが横やりを入れて結局先延ばしをしなければならなくなったというふうに聞こえますがということで、やはり何か庁内会議で全てが変わってしまうというようなことなので、今言った協議会みたいなものを開いて理念をまた考えても、この中で言われているどなたかが横やりを入れてしまったらまた変わってしまうのではないかなと感じるのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○（産業港湾）事業課長

なかなか答えづらいところではございますけれども、いずれにしましても我々といたしましては、基本理念を定める上で、やはり今の考え方といたしましては三本柱、いわゆる物流と観光そして安心・安全ということで進めていきたいと考えています。これにつきましては、庁内合意の形成が図れるように努力してまいりたいと考えております。

○面野委員

それでは次に、道内重要港湾以上を持つ自治体で、本市のように港湾計画の改訂を一時中断したという事例はあったのかどうかお示してください。

○（産業港湾）事業課長

我々が調査した結果でございますが、道内の重要港湾以上の都市で改訂作業に着手して一時中断した事例ということでございますけれども、現計画の小樽市の中では、平成9年に改訂した古い計画で進められておりますが、一時中断したという事例はないと伺っております。

○面野委員

まあそうだと思うのです。やはり異例なことだとは思いますが、やはりそういったことが地方港湾審議会の委員が所属している団体でもある商工会議所や港湾振興会から、やはり改訂の一時中断はやめるべきだという要望書が届いたと思うのです。こういった要望書が届けられておりますが、事前の説明や協議、一時中断するという説明は、どの段階でどのような団体に対して行ってきたのか御説明ください。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画改訂作業の一時中断の説明ということでございますが、ことしの8月28日の庁内会議の中で一時中断という方向性が示されたわけですが、その後すぐ8月31日にまずは小樽港湾振興会への説明、また9月1日に商工会議所に説明するといったことで進めてまいりました。

この間、現在進んでおります長期構想検討委員会の委員の方々には、委員会という形ではございませんけれども、個別に連絡もしくはその面談を行った中で、今回の一時中断に至った説明をしてきたといったところでございます。

○面野委員

やはり要望書も届いておりますし、この議事録をいただいた平成28年度第2回小樽市地方港湾審議会の中でも、やはり現在中断するというようなことは一言も触れておりませんので、やはり急な変更、これに対して皆さん戸惑ってまいりますし、やはり小樽市としての港湾の展望をどう見ているのだということで、やはり反発があるのは仕方ないのかなと思いますので、やはりしっかり理念を作成すると決めたということなので、そこはしっかりやっていただきたいなと思います。

あと最後に、計画改訂のために支出した費用が本会議でも示されておりましたが、その中に職員の給与、報酬について2名分の費用が示されておりましたが、この2名は、現在一時中断するということで、配置はどのようになるのかお示してください。

○（産業港湾）事業課長

今回の港湾計画改訂作業のために職員の増員ということで、これまでの計画といたしましては平成24年度に1名、そして27年度にさらに1名ということで、合計2名増員したわけですが、今後港湾計画の改訂作業の再開に向けて基本理念から作成していくわけですが、今後、基本理念をつくるための懇談会ですとか研究会、こういったものの開催も予定しておりますし、その基本理念が定まった後には長期構想を再開するというところでございますので、今の現在の職員の体制で当面は進めていくということで考えてございます。

○面野委員

◎色内ふ頭の規制について

それでは次、色内ふ頭について。

8月24日から立入禁止、また、公園の利用禁止ということで、小樽市のホームページでも掲載されておりましたが、その中で何点か質問させていただきます。

港湾施設の通常の保守や定期点検などについて、どのように行っていたのか、まずお示ください。

○（産業港湾）事業課長

点検のお話ですが、色内ふ頭を含めた港湾施設の点検につきましては、週2回港湾施設の職員によりまして目視による点検を行っているというところでございます。このほか、平成26年度に策定いたしました維持管理計画に基づきまして、一般定期点検を5年に一度のスパンの中で陸上からの目視と測定ということで行っております。このほか、各施設におきましては、おおむね10年から25年のスパンの中で有資格者が行う詳細定期点検を実施しているところでございます。

○面野委員

それでは、このたびの埠頭の立入禁止、公園の利用禁止というのは、やはり市民の方からも御心配の声が私のところに届いておりますが、受けとめ方としては、やはり皆さん、突然の報告と立入禁止規制のように感じている、そうとられている方もいらっしゃるようなのですが、先ほど通常点検や何かのお話もお示しいただきましたけれども、今回のこの立入禁止というか補修が必要だということは、どういった経緯で判明したのかお示ください。

○（産業港湾）事業課長

今回、色内ふ頭の通行どめとなった経緯についてお話しさせていただきたいと思いますが、平成26年に先ほど申しました維持管理計画書を策定しなさいという国からの通達がありました。この26年度に計画策定するために、市で持っている港湾施設、これの鋼構造物、いわゆる鉄でできた港湾施設につきまして簡易点検を行ったというところでございます。その際には、色内ふ頭の岸壁に腐食等が見られるということで、現場で確認したのですが、周辺の地盤等に影響がなかったということでございますので、当面は安全性に問題はないと判断したところでございます。

ただ、この簡易点検の結果からいきますと、将来的には対策を講じる必要があるということで、岸壁等の主な所有者である水道局が詳細調査の委託を本年度発注したということでございます。その途中経過として、委託業者からは、8月中旬にやはり一部の岸壁におきまして安全性が確保されていないというような報告を受けたところでございますので、急遽8月24日に色内ふ頭の通行どめを行ったという経緯でございます。

○面野委員

それでは、現在行われている詳細点検の作業や改修費用、改修工事、これらについて現在検討されているスケジュールをお示ください。

○（産業港湾）事業課長

現在委託で行われている水道局の調査内容をお話しさせていただきたいと思いますが、現在水道局の発注によりまして、水道局が所管している岸壁については潜水の目視、鋼構造物の肉厚の測定、そして安定性の調査、

そして概算事業費についての調査を 5 月の下旬から 12 月の下旬にかけて行っているというところでございます。

この調査の中間報告といたしまして、先ほど申しました 8 月中旬に岸壁の一部に安全性が確保されていないという旨の報告を受けまして、8 月 24 日に色内ふ頭の通行どめの措置を行ったところでございますけれども、その後は背後地に変状は見られないということもございまして、港湾室そして水道局で定期的にパトロールを行っているというところでございます。

今後は、一応今月もしくは来月ぐらいには港湾室が所管している岸壁等についても詳細点検を発注したいと考えておりますけれども、まだ、色内ふ頭全体の改修費用、そしてスケジュールにつきましては、現在精査中であるということでございますので、今明確にスケジュール的なものをお示しすることはできません。ただ、今緊急的に通行どめ措置をしたところでございますけれども、やはり一日も早く改修、そして開放に向けて作業を進めたいと考えてはございます。

○面野委員

まだ詳細はわからないということなのですが、ただやはり素人目の私が聞いていても改修費用はもう多額になるのではないのかなという印象を受けました。それで、現在小樽市では財政がそんなによくない状況でありますけれども、やはり直さなければいけないということはこれも確かなことだと思うのですが、現在考えられている財源について、例えば市の起債でやるものなのか、それとも国や道などの補助金や助成金など、こういったメニューはあるものなのか、調べていればお聞かせください。

○（産業港湾）事業課長

色内ふ頭につきましては、昭和 50 年から 55 年にかけて下水道処理用地ということと、港湾の工業用地、そして造船用地ということで造成された埠頭でございますけれども、建設当時の財源といたしましては、下水道は補助事業、そして港湾につきましては起債事業ということで整備してございます。

現在改修するに当たりましては、下水につきましては補助事業を採択できないのかということで北海道にかけ合っていると聞いておりますけれども、港湾につきましては建設当時同様、起債が充当されるものではないのかなと考えてはございます。

○面野委員

この管理地が水道局と港湾室が混在しているような地域というか場所、埠頭になっていると思うのですが、現在財政的な部分の扱いも異なるという御説明を受けましたが、水道局側は何かその財源があるから直すけれども、港湾室はお金がないので直せないとかそういったような方向になるのか、それとも何とか足並みをそろえて、やはり色内ふ頭全域ということでこれから足並みをそろえて進めていくのか、その辺は水道局とはどのような協議になっているのか最後にお示しください。

○（産業港湾）事業課長

色内ふ頭の土地の管理ということで、下水道と港湾という二つに分かれておりますけれども、水道局が所管する下水道処理用地が全体の 76%、港湾室が所管する工業用地そして造船用地、これが 24% の割合と区分してございます。

当時は面積割合によりまして費用を負担したという形になっておりますけれども、今後岸壁の詳細設計ですとか工事の発注につきましては、色内ふ頭全体として検討と改修を進めるということで、水道局と港湾室の所管にとらわれず進めてまいりたいと考えています。

また、水道局との協議につきましては港湾室が平成 26 年に簡易点検を行ったということですが、これらにつきましても情報の共有ですとか通行どめに至るまでの協議も行っておりますし、今後もそのような形で双方協議をした中で進めていきたいと考えております。

○面野委員

ぜひよろしくお願いいたします。

◎日本遺産認定に向けた進捗状況について

それでは、次に、日本遺産について。

今年度の 4 月に人事の配置変更によって日本遺産の所管が市教委と産業港湾部内に置かれました。そこで、4 月以降の取り組みや現状について何点か伺いいたします。

現在、市教委と産業港湾部内に置かれた所管では、どのような業務を分担されているのかお示してください。

○（産業港湾）中崎主幹

業務分担ですが、7 月 3 日に日本遺産認定に向けた教育委員会と産業港湾部との連携協議を行いまして、産業港湾部は日本遺産の申請の可能性の検討、それから他市町村自治体との連携、庁内・市民合意形成、それから議会決定、これらを分担し、教育委員会は現在策定中である歴史文化基本構想において、日本遺産につながる文化財の活用について検討を行うと。

連携する分野につきましては、地域型のストーリーの検討、それからシンポジウム、ワークショップの開催、日本遺産魅力発信事業の検討としております。

○面野委員

現在、分担の部分と連携の部分と一緒に答えいただきましたけれども、地域型については歴史文化基本構想もございますので市教委でということですが、地域型についての今後こういった質問などというのは、経済常任委員会では取り扱えないものなのでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

日本遺産に関する進捗状況につきましては、シリアル型、地域型、ともに経済常任委員会に情報をお知らせしてまいりたいと考えております。

○面野委員

私どもも会派の視察で二度ほど石川県小松市、文化庁に視察に伺っておりますが、やはりどちらもいわゆる縦割り行政の体制ではなかなか認定は難しいということも視察の中で説明を受けてきましたので、ぜひこの質問は市教委だからできないとか、総務部でもそうですけれども、産業港湾部に任せているからできないというようなことではなく、やはりどちらでも対応できるようにこれからもお願いしたいと思います。

それから次に、北前船日本遺産推進協議会のエリア代表として参画されているとお聞きしましたが、本市はどのようなメンバーでこの協議会に参加されているのかお示してください。

○（産業港湾）中崎主幹

文化庁との協議についてですが、こちらは日本遺産担当主幹の私が参加し、学術的な意見の必要があるときは教育委員会の学芸員を活用しております。

○面野委員

その他、市役所内の職員以外の方は、この協議会のエリア代表としてのメンバーには入っていないということでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

こちらはそれぞれの自治体から出てきているメンバーですので、自治体の行政の者だけとなっております。

○面野委員

それでは、この北前船日本遺産推進協議会の中で、エリア代表というのはどういった役割なのかお示してください。

○（産業港湾）中崎主幹

北海道・東北エリア、こちらは七つの市と町になりますけれども、そちらの取りまとめを行いまして、文化庁と

の協議に代表して参加しているということでございます。

○面野委員

先ほどの報告にございましたが、8月1日、9月28日、最近ですけれども、二度追加認定に向けた文化庁の協議を行ったというふうに記載されておりますが、この協議内容についてお示してください。

○（産業港湾）中崎主幹

まず、第1回目の8月1日につきましては、今年度認定された北前船の日本遺産に追加認定を目指す自治体が28ありまして、地域活性化の取り組みをしっかりとやっていけるのかということですか、それぞれの自治体の町並みや文化財が認定されたストーリーに合致するのかなというような課題を文化庁の担当の方からいただきました。

その後、先日第2回目の9月28日につきましては、本市ではありませんけれども、文化財等についてどうしても厳しいという自治体があることが確認されました。

○面野委員

現在、感触としてこの北前船に関する日本遺産の追加認定はどのような段階で、それで認定に関してどのような課題を持っているのかということをお示してください。

○（産業港湾）中崎主幹

現在、今年度認定されたストーリーに追加を希望する自治体が北前船日本遺産推進協議会の追加申請検討部会として、変更申請に向けて事前に要件等について文化庁の御意見をいただいている段階です。

本市につきましては、北前船の船主が建てた倉庫ですとか、そういうものが当時のまま残っておりますし、北前船由来の文化財等も多数残っております。

認定は審査委員会の審査の結果となりますので、現時点では楽観も悲観もできないというのが課題かと認識しております。

○面野委員

最初、私たちも地域型、単独型で認定ということで考えていたのですが、やはりいろいろ他の自治体の情勢も変わって、こういったシリアル型での認定ももしかするのかなうかもしれないということで、やはりここでさらに文化庁との連携もだんだん深まっていって、さらには地域型の認定を目指したときにいろいろなノウハウになると思いますので、やはりこういったシリアル型の認定についてもしっかりと文化庁、さらにはそのほかの自治体とも連携を深めていただいて、ぜひ最終的にはやはり地域型、単独型で目指していただきたいなと思いますので、これからも私たちも注視していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎北海道観光振興機構について

それでは最後に、北海道観光振興機構について何点かお伺いいたします。

まず、この北海道観光振興機構の事業内容と構成員についてお示してください。

○（産業港湾）嶋崎主幹

北海道観光振興機構の事業内容と構成員でございますけれども、もともと昭和21年に設立されていました北海道観光連盟、これがオール北海道で観光振興を進めていくために改組といいますか組織改正された、北海道の観光振興の中核機能を担う公益社団法人ということで平成20年4月に発足したものであります。

主な事業といたしましては、複数市町村の広域的な連携による事業への支援、北海道への教育旅行の誘致推進、道内の各空港、それから北海道新幹線を活用した国内客の誘客事業、外国人観光客の総合的な誘致推進事業、受け入れとしましては通訳案内士などの観光人材育成事業など、国内外の観光客誘致、それと受け入れ体制拡充に係る多くの事業を展開している組織でございます。

構成員でございますけれども、北海道銀行の堰八会長をトップに据えまして、観光関連事業者、宿泊、旅客、金融などの民間企業・団体及び行政職員等、多様な構成をもって組織されております。

役員数は29年7月1日現在で総勢43名。その中で、西條小樽観光協会長が理事に就任しております。職員数は総勢42名となっております。

○面野委員

それでは、行政の職員も参画しているということで、小樽市の職員の方も出向しているとお聞きしたのですが、いかがですか。

○（産業港湾）嶋崎主幹

小樽市の職員もということでございますけれども、本年の4月から本市の職員1名をこの北海道観光振興機構に派遣しております。

現在、誘客推進事業部広報・国内プロモーショングループという部署に配属されております。

○面野委員

これはなかなか観光振興室では答えるのが難しいのかもわかりませんが、出向から終えて戻ってきたその職員の方は、やはり関係部署への要望みたいなことは可能なのですか。

○（産業港湾）嶋崎主幹

出向を終えて戻ってきたときの……

○面野委員

観光振興室に、関係する所管に、何とか戻ってきてくれという要望は可能なことなのですか。

○（産業港湾）嶋崎主幹

そうですね。要望は可能ですし、ぜひそういういろいろな外から見た勉強をされてきた職員ですので、要望は原課としては上げていきます。それがかなうかどうかはわかりませんが、要望はぜひ上げていきたいと思っております。

○面野委員

済みません。唐突な質問になりました。

それでは、次に、この北海道観光振興機構は、先ほどかなりさまざま幅広い事業を行っているということでしたが、小樽市と本機構についての連携について、事例などがもしありましたらお聞かせください。

○（産業港湾）嶋崎主幹

小樽市との連携、事例を含めてということでございますが、たくさんあるのですが、主な例としては、定住自立圏として連携している北後志の6市町村がございます。外国人観光客の誘客に広域で取り組んでいるインバウンド対応観光ルート創出事業というのがございまして、これは同機構の採択事業で、その6市町村と機構とが協働して現在行っているところでございます。

この費用については全額機構の負担ということで、こちらからの持ち出しはないというような状況です。

市のほかにも小樽観光協会、間接的ではございますけれども、補助事業として御承知のとおり小樽・余市冬季連携事業の小樽・余市ゆき物語ですね。それとか、夜☆小樽PV事業、夜間観光振興のためのプロモーション動画作成、それからホームページのリニューアル、こういったことに全額、もしくは一部補助金として交付されているというような取り組みもございます。

そのほか、本市単独ではなかなかできない海外キーパーソンなどの招請事業の視察旅行といいますか、ファムトリップ、これの北海道広域のコースの中に少額の負担で小樽もコースに入れてもらって乗っかるといいますか、そういったような連携やセミナー、ワークショップ、面野委員も出られていますワールドカフェなど、そういったところへの講師の派遣、その費用の負担というような、さまざまな形で連携、協力をいただいているところでございます。

○面野委員

本市にとってもいろいろ連携されているということで、今後も深く提携していつていただきたいなと感じました。

最後に、この北海道観光振興機構の観光客動向調査、SNSの投稿をもとにそれを分析して、実際に観光客がどのようなものや、どのような場所を、どういった表現で発信しているのかという分析をされたということで、北海道新聞の一面の記事に載っておりました。

それで、現在小樽市でも皆さんに御苦労いただいています、観光客の動向調査を行っているとは思いますが、やはり来た方がどういったようなところに目を向けて、どういう感想を持っているのか、これをSNSでも現在さまざま発信されておりますので、現在小樽市で行っている調査に加えて、こういったようなデータも注視しながら観光振興の事業を進めていただきたいと思いますので、こちらに関しては要望なので答弁は必要ありません。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時37分

再開 午後 2 時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎小樽港港湾計画について

それでは、先日質問できなかった部分も含めて、改めて質問したいと思います。

初めに港湾計画なのですけれども、港湾計画改訂を進めることとした要因ですね。これは先日、千葉議員からも質問ありましたけれども、もう一回答弁いただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

改訂を進めるとした要因、経過でしたか。

○秋元委員

経過でもいいです。

○（産業港湾）事業課長

平成22年に港湾計画の改訂を表明しておりますけれども、この背景には22年の当時に国から港湾計画における取扱貨物量の計画値、そして実績値の乖離の大きい港湾へは国として支援を行わないといった旨の発言がございましたので、小樽市といたしましては、このとき9年に策定した港湾計画の貨物量が3,850万トン、そして22年度当時の実績値におきましては1,083万トンと乖離が大きかったということがございましたので、市といたしましては港湾計画改訂を表明したというところでございます。

○秋元委員

それで、今説明があったとおり実績と計画の数値に乖離があったので港湾計画を見直すことになったということなのですが、であれば、今回の港湾計画改訂に当たって実際の実績と、これから目指していく目標とする長期構想や港湾計画の数値は、そんなに乖離するような数値の目標はできないと思うのですよね、当然。そうすると、本来その改訂に着手したその理由と異なるのではないかとと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）事業課長

やはり当時につきましては、あくまで国の発言におきまして乖離が大きい港湾へと、こういった発言がありまして手を挙げたところでございますけれども、今はやはり小樽港を取り巻く情勢といたしましては、確かに物流のほか観光ですとか安心・安全、こういったものもかなりピックアップされておりますので、こういったものを踏まえた中で港湾計画を改訂したいということで、その軌道修正と申しますか方針が若干変わったというところでございます。

○秋元委員

それで、例えば今一時中断すると庁内会議で決まって、そういう報告を関係機関にしていますけれども、すごく気になるのが、来年の平成30年度末に小樽・余市間高速道が開通します。あと、新幹線も2030年度に札幌延伸が行われるということで、新幹線はあと13年、高速道路だと来年です。そういうことを考えると、まさに今この港湾計画をしっかりとつくって、例えば後志からの、前から言っていますけれども、そういう荷物、貨物をどういうふう以小樽港で取り扱っていくのか。また、新幹線が通ることによって人や物が動くわけですから、では小樽港を活用してどうしていくのかというその計画を今やらなければ。まさに今やらなければならないのです。そうしないと当然、石狩湾新港などにもそういう貨物が流れていくことが考えられると思うのですけれども、新幹線とか高速道路の開通によって、その可能性というか、その辺は分析とかはしていますか。

○（産業港湾）事業課長

分析というところまではいかないですが、余市・小樽間、倶知安もそうですけれども、開通することによりまして確かに後志管内の農産物、こういったものの交通の時間が十数分短縮できる。そして、さらには安定した貨物の流通が可能であるということも考えられます。

また、人流におきましては新幹線が小樽まで開通しますと当然クルーズという面におきましてレールアンドクルーズというものも考えられますし、混交の人口もふえてくるというところまでは考えられますけれども、詳細がどのくらいふえるのかというところまではまだ検討に至っていないところでございます。

○秋元委員

ですから、今、中断するのではなくて、おとといの予算特別委員会でも言ったとおり、商工会議所、港湾振興会からも要望書が出ているように、まさに今進めて議論していかなければならないのです。中断するのではなくて、進めていかなければならないのに中断してしまうと。

ところが、中断してしまうという話は突然出てきた話で、ことしの第2回定例会までは長期構想を進めていくと言っていましたよね。そういう報告もされていました。それを急に庁内会議で中断ということになったので、変な話だなと。また、関係する機関の方々も驚いているだろうし、関係もやはり溝ができるのです。だから、中断するのではなくて進めるべきだと思いますけれども、なぜその理念を、理念ももちろん必要です。でも、それも一緒に議論していけばいいではないですか。別に中断する必要はないのです。

それなので、もう一度私は再考して進めるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

物流の面におきましては、やはり今おっしゃったとおりこれからの貨物の増の可能性ですとか、こういったものを踏まえてやっていくべきだと。これは改訂するしないにかかわらずどんどん進めていかなければならない問題だと思っています。

ただ、我々といましては、今、庁内会議で示された物流だけではなくて、やはりこのほかにも観光面ですとか、そして安心・安全、防災、こういった面も取り入れた中でやはり港湾計画を改訂したい。そして、さらには長期構想を策定したいという思いはございますので、あくまでも我々といましては三本の柱で基本理念を策定して、長期構想、そして港湾計画改訂に結びつけていきたいということで考えております。

○秋元委員

では、中断して庁内会議で議論しなければいけない理由というのは何ですか。どういう理由があって、庁内会議でなければ議論できないのですか。

○（産業港湾）事業課長

一時中断すると申しましたのは、今、長期構想策定を進めているこういった作業をまず一時中断するというところでございます。それとあわせて港湾計画も一時中断につながるわけでございますけれども、長期構想の策定は委託で行われておりまして、これを続けていくということになりますとやはり委託料もかかるということで、確かに名前は変わりますけれども長期構想を一時中断して、改めて委員構成も含めて皆さんで議論させていただいて基本理念を定めたいということが現在の我々の考え方でございます。

○秋元委員

全く理解できないのですけれども、今まで人件費ですとか事業費も入れて7,000万円以上の経費を使っているわけです。だから、今、事業課長が言ったとおり、これからもちろん当然お金がかかりますけれども、だから中断するのではなくて、庁内会議とか庁内議論というそのような狭いところではなくて、もっとやはり長期構想の検討委員会の方々、関係機関の方々から意見を聞いていかなければならないのに、なぜその狭いところで議論しなければならないのかというのは、どうしても理解できないのです。

きのうも言いましたけれども、やはり、その説明をし続けても、どの機関も理解してもらえないと思うのです。理解されない場合に、私が一番懸念するのはやはりその投資です。企業の投資が、どんどん小樽から離れていくと。企業も小樽から離れていくと。極端な話を言えば、銭函の西地区から石狩湾新港地域などに企業が移っていった場合に小樽市にとっての影響というのははかり知れないのです。そういうことを考えると、やはりその小樽港の振興をしている、港湾振興会の方々がそういうことを心配しているのですから、それはしっかり真摯に受けとめて、中断ではなくてやはりもう一度皆さんの力をかりて議論していくという判断にならないのかというのが、非常に不思議なのですけれども。

産業港湾部長、いかがですか。それでも、中断しなければならないという理由がどうしても理解できないのです。ほかの委員の方々もそうでしょうし、私もそうですし、また、関係されてきた方々も皆さん理解できない。そこはやはりしっかりと説明していただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○産業港湾部長

今回の港湾計画の改訂でございますけれども、皆様御承知のとおり、平成9年に改訂したものが現計画でございます。9年の改訂、先ほどきょうの資料別紙1でござんいただいたとおり、この赤色の点線の部分なのですが、実際に20年たっているのですけれども、ほとんどもう道路のほんの一部のところしかできていない状況です。ですから、もちろん当時も、前向きに港湾計画を進めていくということで、こういう形でやったところなのですけれども、この港湾計画ができて、すぐに飼料工場の撤退ですとか、それからフェリーの減便ですとか、そういったようなことに見舞われてしまいました。ですから、やはり現実に実施できるということが非常に大事なことだというふうに、まずは私どもは考えているところでございます。

その中で、きょう、資料2で、これは会派説明のときもお渡ししたフロー図でございますが、その中でこの先ほどの図と一緒にござんいただきたいと思うのですけれども、赤点線のところは現計画にある部分で見直しが必要な部分でございます。ですから、この部分では、例えば第2号ふ頭の部分ですと、これは中央ふ頭と一緒に大きくするとか、そういったような計画だったと思うのですけれども、これは現在の貨物量、取り扱い量減少では、恐らくこういう計画はもうなくなるというふうに考えております。これは9年の時点では大体2,500万トンが3,500万トンになるのだよという感じでつくっていったところでございますので、このような形になったのですけれども、ここがなくなるですとか。

それから、例えば⑦のフェリーふ頭のところですと、耐震岸壁というのは国策ですので、そのまま残したいと思います。それについては、現計画にありますので、そのまま残していけばいいと思っています。ただ、背後の荷さばき地の部分ですけれども、そういったものについては取扱貨物量減少のために、今、改訂するとなくなってしまうというふうに考えているところでございます。

それから、マリーナⅡ期計画、高島の船揚場の整備、小型船だまりの部分、それから若竹の小型船船だまりなど、こういったようなものについては、例えば、若竹ですと海洋調査船の利用が見込めなくなったためにもうこれはなくなるですとか、高島ですと漁船の数が減少するためになるですとか、マリーナですと、マリーナの伸びがもうなくなっており、こういったようなものがどんどん減少していくことになりますので、こういう計画は恐らく落としていかざるを得ないというふうに考えているところでございます。

その中で、青色の新規施設計画箇所が3カ所ほどございます。その中で、私どもはやはり、皆様もそうなのですが、今回は観光という部分が一番メインだというふうに思っています。それは何かというと、やはりクルーズ客船の対応だと。それも国策だというふうに考えております。その中で一番メインなのは何かというと、このAの第3号ふ頭のマイナス10メートル岸壁及びマイナス10メートル泊地の部分。きょうの資料2別紙1のAのところ、改訂に向けた検討箇所のところでごらんいただけるかと思うのですけれども、これが、やはりメインだということで改訂計画を進める一番の価値があるというふうに考えてきたところなのです。

これをメインで出して、そして減少の部分はある程度やむを得ないのかなということでは考えてはきたのですが、この一番メインとなる部分について、先ほど事業課長からも説明ありましたとおり、本来ですと直轄事業にはならないのですけれども、岸壁整備としゅんせつ工事については、直轄工事にしていただけると。非常にそれはクルーズ客船の振興の部分、観光の振興の部分ということで特例的なことだというふうに考えておりますけれども、それができるようになって、そしてこれが軽易な変更ということで2月に先行して行うことができました。それは経済常任委員会でも報告していますので御存じだと思うのですけれども。これがなくなったときに、果たして、残りのBとCの新規施設計画箇所だけが残る。そして、あとは縮小計画だけになってしまう。それで、今これからまた多額の経費をかけて、このままの流れで港湾計画を改訂していいのかということで、やはり原部としては考えました。

それから、長期構想検討委員会の部分でも、先ほどから事業課長が申しているように、物流をメインでいこうと。庁内会議で、物流メインでいこうと。物流と観光と防災、安心・安全の部分でやっていたのですけれども、やはり物流メインでいこうというような話になりました。その部分は、確かに小樽港研究会でもずっと物流のことがメインで、そこがやはり主力でなければだめではないかということで、ずっと資料や何かで来たところなのですけれども。それが物流だけになると、今、そうしたらこれまでの議論経過の中でどのような施設を改修するのかということを、この港湾計画の中に盛り込めるかを考えたときに、なかなか球が正直言ってありません。物流をプラスしていくためにどのような球を出していくかというのができない状況ですし、御意見としてもその部分、こういうものが先ほどの第3号ふ頭のクルーズの部分でございましたけれども、そういったようなものがない状況だったのです。

そのままで、今回の港湾計画の管理者としては、メインとして、そして皆様、それから経済界の御要望もそうだと思うのですが、第3号ふ頭のにぎわいづくりというのが前からあったと思うのですけれども、そのメインとなる部分が先行してしまっただけで、それがなくなった時点で、港湾計画を、今すぐこのまま長期構想も含めて、そして、庁内会議で物流がメインという中でやっていって、私ども担当としていいのかと。もうそういうふうに思いまして、一旦少し立ちどまらせていただきたいと、そういう結論に至ったところです。

ただ、あくまでも、中断ということで、なるべく早く再開するために、きちんといろいろな皆様の、ですから、長期構想の委員の方とある程度重複していただろうとは思いますが、そのような中で御議論いただいて、本当にこれから実現可能な、絵に描いた餅ではない、実現可能な港湾計画の改訂に向けた何か施設整備というもの

を出していかないと、港湾計画を今、改訂するメリットはないのではないかと。もうそういうことを思いまして。これは、あくまでも私たち原部の判断で進めたこととございますけれども、そういう結論に至ったところでございます。

ですから、このことについてはもうしっかりと、中身をきちんと軽易な変更で一番メインとなる第 3 号ふ頭のところが、今回の一番メインとなるところだということも含めて、きちんとお話ししていかなければもちろんだめだと思うのです。唐突にこういうような形で発表させていただいたのは、本当に申しわけないと思うのですけれども、なかなかだらだら進めていてもどうしようもないと思いまして、私ども原部で考えてこういう結論に至ったところでございます。

○秋元委員

丁寧の説明していただきましたが、庁内会議の中で物流がメインだと決まったということなのですから、なぜそれをその長期構想検討委員会の中で議論しないのですか。決めてしまって、こう決まりましたから改訂は中断しますということではないと思うのです。庁内会議で議論して、実は小樽市としては今後物流がメインだと考えていますということを、長期構想検討委員会の中で諮って、皆さんと議論したほうがいいと思うのです。だって、第 1 回長期構想検討委員会の中で物流がメインだという話はなかったのですよね。それが、急に庁内会議の中で出てきて、皆さんにまだ、例えば第 2 回目が開かれていないわけですから、直接検討委員会の方々にはそういう話はされていないわけです。それは余りにもひどい話ですよ。そういうことでいいのかなと思うのです。庁内会議で決まったこともしっかりそこで議論してもらうということなのではないですか。こういうことが大事なことだと思うのです。どうしてそういうふうになっていかないのですか。その辺はいかがですか。

○（産業港湾）事業課長

第 1 回長期構想検討委員会の中で、現状の小樽港の課題、そして特性だとか、こういったことを踏まえた中で、その検討委員会の中ではどういうことを皆さんが考えられているのか。こういった意見を一回聞いたところでございますけれども、やはりこの第 1 回の委員会の開催の中では、やはり先ほど申しました三つの柱ということが皆様からのいただいた御意見でございます。

本来、この三つの柱を踏まえて、長期構想の策定を進めていくべきではあったのですが、やはり第 1 回でこういった意見をいただいたものですから、改めて庁内会議で物流がメインだといったことを申し上げることはできなかったというところは現実的なものでございます。

ただ、その各委員の方々には、庁内会議でこういった物流がメインということが示されたことにつきましては、御報告申し上げてはおります。ただ、あくまでもそれでは我々としてはまずいので、あくまでも基本理念というのをもう一度立ちどまって、作成して、それからまた次の第 2 回長期構想検討会に向けて、きちんとその理念からつくってきたいということは御説明してきているところでございます。

○秋元委員

今の市長になってから、そういうことが頻繁に行われるのですが、それでは今後も、港湾にかかわらず市民の方々にかかわってもらうような審議会や委員会とかがあると思いますが、結局幾ら議論しても庁内会議で例えば中断や中止とかという判断が出たら、議論する必要ないのです。中断するなり中止するなりと判断するときも、皆さんで議論して決めなければだめなのです、庁内会議だけではなくて。そこが違うから、やはりこういう問題になっていくのです。

例えば、中断して、いつまで中断するかわからないですが、本当に例えば先ほど、これまでの平成 9 年にできた港湾計画で位置づけられている港湾施設の整備について、できるようになるのですか、中断すると。そこはどうなのですか。

○（産業港湾）事業課長

平成 9 年に位置づけられた小樽港港湾計画図でいきますと、確かに貨物量が減少することによって落とすべきところは貨物量の減少によって落とさなければならないと思っています。ただ、このほか、改めて三つの柱にいたしますと、観光面でどういうふうに例えば第 3 号ふ頭を展開させていくか。もしくは、防災面で若竹地区、勝納ふ頭、こういったフェリーの耐震岸壁をどういうふうにしていくか。こういったものが盛り込まれるような形になるかと思っています。ですから、物流だけで考えますと、当然、施設計画では縮小になりますけれども、あくまでも我々としてはその観光面、防災面、こういったものを取り入れた中で港湾計画を策定していきたいと考えております。

○秋元委員

だから、そういう裏づけというのはあるのですか。中断すると、その落とさなければならなかったものが落とさなくていいようになると。例えばそういうことは皆さんが言っている物流の取扱貨物量が縮小にならないという話ですよね。そうしなければ今の位置づけにならないというのですから。であれば、その保証はあるのですか。中断すると貨物量がふえるような計画ができて、これまでどおりの施設整備も盛り込めるのだという、そういう確証はあるのですか。

○（産業港湾）事業課長

今の段階におきましては、物流がこれ以上に伸びる、もしくはその新規貨物というのはなかなか見出せない中、ふえていくという確証は今のところはございません。

ただ、今、貨物量だけで申し上げますと縮小計画になりますので、やはりそういった計画ではなくて、防災面ですとか、観光面、これを盛り込んだ計画にしたいということが、我々の意思でもございますし、それに向けて、そういうような三本柱になるように基本理念から皆さんの御意見をいただいて、基本理念を策定していきたいと考えてございます。

○秋元委員

それはやはり皆さんの意見なのです。小樽市の意見なのです。でも、だから長期構想にかかわっている方々の意見というのは何のプラスにもなっていないのです。長期構想検討委員会の中でいろいろな意見が出たと思いますよ。オブザーバーの方が、最後に何と言われていましたか、事業課長。国土交通省の方ですよ、国の方ですよ。

○（産業港湾）事業課長

第 1 回長期構想検討委員会の中で、最後に、国土交通省の港湾局のオブザーバーが申した言葉でございますけれども、やはりこの長期構想をまとめたものが港湾計画の改訂につながっていくということで、今、小樽港にいろいろなものが混在している中で、港の役割ですとか、こういったものをはっきりさせようということで、港の将来ですとか、小樽港の将来を描いていただきたいということを申されております。あくまでも、その港だけではなくて、まちと一体となった計画の議論も含まれていく中で、これからの小樽港についての性格や機能をどのようにしていくのか。こういったことが大事であるのではないかと申していたところでございます。

○秋元委員

やはり、進めていくべきだという話なのですよね。国土交通省の方ですよ。その方がオブザーバーとして出席してそういう話をされたのですよ。だから、中断ということではなくて議論は続けていくべきなのです。それを中断と言うから、ハレーションが起きてくるのです。しっかり皆さんの意見も踏まえて、国の方もこういう話をされているわけですから議論してくださいよ、ぜひ。基本理念も、その中でもし必要であれば、もう一度議論することも必要かもしれませんよ。でも、それはもう過去からどれだけ議論してきたのですか、だけれども。小樽港のあるべき姿というのは、どれだけ議論してきたのですか。そして、今に至っているのです。今、改めて考えなければならないなどということではないと私は思います。確かに貨物量のその上限はあるかもしれませんが、その進むべき方向とか理念というのは、そんなに変わるものではないと思います。いかが思いますか。

○（産業港湾）事業課長

これまで港湾計画改訂に着手いたしましてから、本格的に作業したのが平成27年度からになります。これまでの間、第3号ふ頭の再開発計画ですとか、若竹地区の再利用、有効活用計画を策定し、その間にも、今後の小樽港の物流についてということで研究会からも報告も受けております。こういったことを踏まえまして、我々といしましては、いわゆる物流と観光と安心・安全と、こういう三つの柱でいきたいということで、オーソライズされてきているところという認識の中で、今後進めていきたいということで考えたところでございますけれども、やはり庁内会議の中で物流ということが示されたものですから、なかなか、その先へ進めないという中で一時中断を決断したというところでございます。

いずれにしても、今後も、物流をメインでいきますと、やはり港湾計画改訂につながらないということもございしますので、やはりしっかり三つの柱を理念としてつくっていききたいということで考えております。

○秋元委員

いや、市長も長期構想検討委員会に出席させて、皆さんがどういう意見を持っているのか聞かせてくださいよ、ぜひ。物流がメインだなどとは皆さん言っていないですよ。やはり三本柱ということで考えていますよ。でも、市長が勝手に一人で物流がメインになるのだと言い張っているからそうなっているわけで、しっかり市長をその場に出席させて、皆さんの意見を聞かせて、あの人はそれでも物流がメインでと言うのでしょうかけれども、それでも、私は、後々の影響を考えたら続けるべきだと思います。市長だってずっと市長ではないですよ。いつまで市長をやっているかというのはわからないのですから。だから、今、中断するのではなくて議論の場に市長も連れてきて、皆さんの話を聞かせて、議員には多分反発するのでしょうかから、民間の方々の意見をしっかり、自分で聞かせてくださいよ。だから、議論は進めてください。中断などと言わないで、時間が少し延びるのかもしれませんが、中断を判断することによる影響を考えれば、私は市長をその場にしっかり引きずり出してきて聞かせて、皆さんがどういう意見を持っているのか。自分だけが物流、物流と言っているのがわかるはずですから。国の機関の方もいるでしょうし、そういう話をしっかり聞かせてください。

もう一度、再考していただきたいと。市長ともう一回話し合っていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

やはり一時中断ということで、一回やめるような、そのような形に捉えられるかもしれませんが、私たちがいましては、やはり今、作業を進めていく基本理念を進めてしっかりした理念を持った中で港湾計画を改訂したい、長期構想を策定したいという思いもございしますので、やはりこれは委員おっしゃるとおり、議論をしっかり進めていきたいと思っております。

これにつきましても、やはり皆様方の意見をよく聞いた中で、やはり市長にもこれから小樽港にとってどういうものが必要なのだということを認識してもらった中で、委員のおっしゃるとおり、委員会、懇談会や研究会なりに市長も参加していただいて、しっかり認識していただくということも重要ではないかなということで考えております。

○秋元委員

次に移りますけれども、まずしっかりもう一度市長に本当に港湾計画改訂を中断ということでもいいのか。もう一度皆さんで話し合っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎高島漁港区の観光船事業について

次に移りますけれども、今回の高島の件です。

私も一般質問で何点か質問させていただきましたけれども、それについて伺います。

まず、コンプライアンス委員会から指摘された条例違反については、どこがどう認識が間違っていたのか、説明

してください。それぞれ、何点かコンプライアンス委員会から指摘があったと思いますけれども、それぞれについてどう間違っていたのかお答えいただくのと、考えを改めるという表現は、私は非常に不自然に感じるのですが、考えを改めるのではなくて、しっかり法を遵守するということだと思いのですけれども、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）管理課長

今、秋元委員から御質問のありましたコンプライアンス委員会から指摘を受けた調査結果と、これまで市が許認可した、そのときの考え方との違いということでございますけれども、公益通報がありました件で、コンプライアンス委員会から報告があった内容に沿って御説明したいと思います。

まず、観光船の護岸への使用登録にかかわることについてですけれども、委員会からは最も重要な当事者である近傍の漁業者との調整を図らず、使用登録をしたことは法令の趣旨に反し、行政手続上不適切であったということであります。これに対して、市が当時、使用の登録を許可した際には、漁業者との協議は港湾法ですとか、小樽市港湾施設管理使用条例において、そのような義務づける規定がなかったことから、漁業権が設定されていることが許可の条件とはならないという判断から許可したところでございます。この件につきましては、許可権者として漁業者への事前説明がなかったことについては不適切であったと真摯に受けとめているところでございます。

また、委員会から、今度は係船環の設置に伴う分区条例の件になりますけれども、たとえ、係船環が軽微な設備であったとしても観光船の係留許可がなされていることは観光船の係留施設を認めることとなり、分区条例に違反しているとの御指摘でございました。それに対して、市が護岸登録の許可の際には、護岸には係船環などの設備がないことから事業者において設置することを条件としましたが、その行為は既存の護岸に係船環という軽微な設備を施すことが重要との目的を著しく阻害するものではないとの考えから、不許可とはしなかったものでございます。

次に、無断で車どめにU字フックを取りつけ、そのことを是正させる、撤去させることなく船に係留させたまま、係船環の取り付けを条件に係留の許可をしたことについては、委員会からは、まずは違法行為であるU字フックの撤去及び車どめの原状復帰をさせた上で、係船環の設置許可の判断をすることが行政手続上、適切な手順であることは明らかであると。管理使用条例の適正な運用を誤り、行政手続として不適切であったとの御指摘でございました。

市としては、護岸登録を許可する際には、車どめにU字フックを無断で取りつけたことを是正するためには、適切な係留の附帯設備である係船環等を設置すべきであり、それをもって車どめの復旧をさせることは最善の策であると、当時は考えておりました。

次に、観光船利用のための利便施設の建築許可がなされたことについてですけれども、委員会からは物置等は最終的に事務所に用途変更がなされているが、これも観光船の受け付けをするための施設であり、飲食店または物販店の附帯施設には当たらない。今回、事業者が建設した休憩棟は冬期間の営業を行っておらず、また、事業者から提出された事業計画概要や建築申請、追加説明の件を見ても、その主たる目的は観光船の乗客や観光客が利用すると考えるのが妥当であり、到底、漁港区内の施設従事者や漁業者のための飲食店、または物販店とは考えられないことから分区条例に違反しているとの御指摘でございました。

市では、当初、建築確認申請において分区条例上適合すると判断したのは、事業者から、休憩棟の用途は飲食店と物販店で倉庫棟、物置棟、WC棟については休憩棟の附帯施設であるとの説明があり、観光船利用者だけでなく漁業関係者や水産卸売市場、冷蔵倉庫、冷凍倉庫、製氷工場、冷凍工場、水産加工場など漁港区内に設置されている施設の従事者及びその利用者の利用を見込んでいることから分区条例別表第3第12号の「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店」に該当するとしたものであります。また、物置棟については、事務所に用途が変わり、飲食店と物販店である休憩棟での業務を管理するための事務所であるものとして休憩棟の附帯施設と判断したものでございます。

公益通報ともう1件、公益目的通報とありますけれども、それについて、今、説明した最初の護岸の登録のとき

と同様の内容でありますので、割愛させていただきます。

あともう一点、考えを改めるというのはどういったことなのかということでございますが、私どもとしては、コンプライアンス委員会からの御指摘のあった調査結果を受け、これまで市が高島漁港区で一連の許可をした判断、解釈についてですけれども、市の認識が間違っていたため、この認識をコンプライアンス委員会の判断に改めるものでありますということです。

○秋元委員

まず、一番は、やはり原因は、最初に漁師の話を聞かなかったということです。そして、護岸の登録をしてしまったということです。そこがもう全ての始まりですよ。それで、議会でも皆さん指摘していましたが、そのとき市長は何と言っていたかという、漁港区であっても、しっかり書類が整っている以上は、そういう経済活動はとめられないと言ったのです。全く、その分区条例や港湾施設管理使用条例ですとか、そういうものを全く理解していないで発言しているのです。でも、たくさんの委員が間違いだと言っても、違法だ、違反だと言っても聞き入れる耳を持たなかった結果、こうなってしまったのです。

先ほどもありましたけれども、市長の謝罪ですね。組合とか区長にお話をするという話ですけれども、もう市長が直接会うことはできないですよ、間違いなく。なぜかという、漁師の人たちは会わないと言っているのですから。それは当たり前なのです。だから、私が本会議場であそこの場でしっかり誠意を示して漁業関係者の人に謝ることが条件だと言ったのは、漁師の人たちがそうやって言っているのですから、それもなく、ただ言いわけ。

今回、各会派への説明の資料もいただきましたけれども、もうしっくりこないですよ、どうしても。これなぜかという、言いわけなのですよ、全部。もう本当に自分たちが反省に立って、これからどうするのかということがないですよ、全く。だから、市長の発言もそうです。全く反省が感じられない。だから、漁業者は、金輪際会ってくれませんか、市長が行くって言ったって。だから、いつまでたっても決着がつかないですよ。その認識が全くないのですね。

だから、最初から言っているとおり、漁業者の話を聞かなかったのが問題の始まりです。そして、私たちの部屋にも事業者の方が来て大きな声で言っていましたけれども、結局は、そういうことに押し切られてしまったのですよ。そして必ず言っていたのは、ほかにもあるのだからいいのだということです。ほかにもあるのだから何でうちだけだめなのだと。そういうことを常に言っていました。それとは違うのだよと説明しても、ずっと言っていました。それで、今回の報告が、まさにその事業者が言っていることと同じなのです。全く関係ない、今回の問題と関係ないものを引っ張り出してきて、ほかにもこういうものはあるのだから示されたって、私たちまずこんなことをやれなどと言っていないのです。まずは、是正措置をしっかりとしなさいということなのです。是正措置もしないでこんなことをしてね、まず今回、この全く関係ない施設のこの分区条例の、要するに違反しているかどうかというのを調べた目的はまず何か示してもらえますか。

○（産業港湾）管理課長

今回の調査の目的について、減給条例を提案したときに記載されていましたが調査の件だということによろしいですか。

この３店舗の調査については、あくまでもこれが違反している建物であるかどうかということではなくて、高島のこの観光施設の建物を建てた許可の判断は、あくまでも過去に他の分区において分区条例上を適合するものと判断したものを実例と比較すると、その当時の適合したという考えと今回の認めてしまった、高島で認めた建物と適合しているかという、その認識をもう一度確認するために直近であるものを調べたわけで、あくまでも今回の建物３店舗は違反だから調べたということではないのを少し御理解していただきたいと思います。

（「え、そうなの。書き方違うよ、今の答弁と。適合性判断してるじゃん、経過の中で」と呼ぶ者あり）

それで、あくまでも今回の件については、是正措置を行うことが最優先であるという考えではあるのですが、今回の件に限らず、分区条例に適合しない建築物があると想定されておりますので、今後といいますか、全体の現況調査などを踏まえて、このたびの件についてどのような対応が適切か検討する必要があるということから調査したということでございます。

○秋元委員

これは、まだ調査を続けるのですか。ほかの建物も調べるのですか。

○（産業港湾）管理課長

今回の是正措置とは別に、他の分区内にも適合しないと思われる建築物があることから、今後、それらについても対応が必要かと思っておりますので、調査をやっていく必要があるかとは考えています。

○秋元委員

まずは今回の問題をしっかり是正措置をするという前提で話しますが、もしそのほかの分区条例上の分区に、各分区に違反建築物があったら、あるかもしれないですね。どういう対応をするのですか。

○（産業港湾）管理課長

まだ今の段階では、実際調査も進めていませんので、今あると想定している中で、こういうふうに答弁しているわけですが、実際調査してみないと、どの程度、分区条例に違反するものなのかどうか判断できないところがありますので、これは少し調査してみないとどういう対応、是正措置を講じるかは、今、申し上げることはできません。

○秋元委員

いや、だけれども違反だっていっぱい出てきたら、いっぱいではなくても出てきたら、これは対応しなければならなくなるでしょう。それで、過去において、例えばその分区条例第3条で、市長が認めるものはいいのですよ。また、これまでも例えば協定書を結んで、その当事者の方に迷惑がかからないようにやってきた部分もあると思います。私はそれがいいとは言いませんよ。でも、そういうものも全て調べられるのですか。分区条例ができた後に、そういう協定書を結んでできた建物。もしくは市長が認めて許可した建物は全部わかるのですか。調べられるのですか。

○（産業港湾）管理課長

これまで分区条例のただし書きによって許可した建築物が調べられるかどうかについて、このただし書きによって申請を出されて許可を受けたものについては港湾室に書類が残っておりますので、それらについては今すぐはお知らせすることはできませんけれども、直近で言いますと、おたる潮まつりの現場の詰所であるとか、そういうものはただし書きの許可によって出しているものがありますが、ただ、今、委員がおっしゃった、協定か何かに基づいて、建物が本当は適合しないのだけれども、建てられた経過があるかということについては私が調べた範囲では確認はできませんでした。

○秋元委員

でも、もし、その分区条例に違反していますと言って、実はこの協定書を結んで市が許可していたなどということになったらどうしますか。これを調べ出したら、分区条例どころか小樽市の全部の建物を調べなければならなくなりますよ。建築許可はどうだとか、そういうところまでやるつもりでいるのですか。これをやり出したら大変なことになるのですよ。それでも、あなたたちやっているのですよ。そして、顧問弁護士の見解までつけてきているのですよね。大変なことになるのではないかなと思いますけれども。この後、この違反している店舗もあるということですが、これどういう措置をするのか。また、今後もこれ調べ続けていくつもりなのですか、ほかの地域も。

○産業港湾部長

この先のことですけれども、秋元委員がおっしゃることはよくわかります。もう膨大な数が出てきて収拾がつかなくなるのかとどうするかということだと思います。その辺について、今すぐ答えはできませんけれども、それを含めて対応については考えていかなければならないと思っていますし、違法であれば何らかの措置を本来はしなければならぬものでありますので、それを含めて、ただ、その膨大なことになって影響が余りにも大き過ぎるとか、そういったようなことも含めて、対応は考えていかなければならないというふうには思っております。

○秋元委員

対応できないですよ。本当はこういう作業をすることが大事なのではなくて、今の問題になっていることを、今なぜ問題になったかといったら、それによって被害をこうむった人がいるからです。ほかの例えば分区の中で、今回も3店舗調べられていますけれども、例えばこの建物ができることによって被害をこうむったという訴えとかあるのですか。市にそういう通報や連絡とかはあるのですか。ほかの例えば調べて、そういうことって過去にもあったのですか。何とかしてほしいと、その建物があって自分の利益が侵害されていますと、そういうことはあったのですか。

○（産業港湾）管理課長

私が聞いている範囲では、そのような通報等はないと認識しています。

○秋元委員

だから、問題が全く違うのです。確かに、過去においてこういう違法な、違反している建物があるかもしれませんが、でも、その問題と今回の問題は全く別なのです。それを、事業者が言っていることと同じようなことを言い出して調べ出したら大変なことになるよと私は言っているのです。そんなことに、その時間や労力を割くのではなくて、将来に向けてどうやったら二度とこういうことが起きないかという方向に行かなければならないのではないのですか。そういうほかのところもあるのだから、自分のところもいいたろうとか、そういうような意見というのは、全く聞く必要がないのです。毅然とした態度をとらないから、結局押し切られて何かやらなければならない。そういう状況だったと思いますね、今までは。

でも市としては今後も調べていくというような考えなのですよ、だけれども。どうですか。

○（産業港湾）港湾室長

臨港地区の中で、他の分区も含めて全体の分区の中で、分区条例違反になっている案件を調べることにつきましては、これからもやっていった中で、調査はしていかなければならないとは思いますが。ただし、その是正をどうするのかというのは、今回の件は今回の件で是正は行いますが、その他の違反である、今は違反であると思われるとしか言えませんけれども、そういったものに対する是正措置をどうするのか。今、秋元委員も言われたように、影響がすごく大きいものがあるかと思うので、まずは調査した上で、どのような是正措置ができるのかは、その調査を終えた後、その影響度を踏まえてどのような是正措置ができるのか検討していきたいと、そういうふうには考えております。

○秋元委員

この問題は非常に影響が大きいですから、そんな中途半端なことを言い出してやり始めると、大変なとんでもないことになりますよ、本当に。だから、私は、そんなことに時間を割く必要はないと思いますし、私は、賢明な判断をするべきだだと思いますけれどもね。これはしっかり市長にも伝えていただきたいと思います。

いまだに是正措置をされていませんけれども、これは最後の質問にしますけれども、今でも観光船事業者は事業を継続していますよね。このことに対して小樽市はどういうふうに考えているのですか。もう違法の判断は8月21日に出て、それ以降ずっと普通に営業されているのです。そのことについてどう思っているのですか。

○（産業港湾）管理課長

事業者に対しましては、しっかりとした是正措置を決定しなければこれを始末することができないと考えているところでございますけれども、そのためにも、なるべく早く是正措置を決定していかなければいけないと考えているところです。現状におきましては、先に産業港湾部長が答弁いたしましたように、漁業者に影響がないように十分注意を払っていかなければいけないと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○小貫委員

◎（仮称）小樽市中小企業振興基本条例について

最初に、中小企業振興基本条例からいきます。

国の小規模企業対策推進事業費、これについて説明していただくとともに、小樽市内での実績について説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

国の小規模事業対策推進事業費について、まず枠組みとしては、国の法であります商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律。属に小規模事業者支援法と言われているのですが、この枠組みの中にある事業でございまして、商工会議所が小規模事業者を支援する取り組みを、これを経営発達支援計画ということでまず策定いたします。この経営発達支援計画を国が認定した場合に、その計画に盛り込んだ事業、そういったものに対して国は支援をするという仕組みになってございます。

もう一点、小樽市内での実績につきましては、今のところはないということで認識してございます。

○小貫委員

その実績がないという理由は聞いていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

前提となるのが、経営発達支援計画の国の認定ということでございますので、この計画の認定を受けていないということかと思います。

○小貫委員

なぜ受けていないのでしょうか。それは準備が間に合わなかったとか、その理由は。

○（産業港湾）産業振興課長

明確に承知はしておりませんが、これまで国の認定が 4 回ございまして、その間検討しているということでは聞いているところでございます。

○小貫委員

今まで実績がないのですけれども、今後の検討は今どうなっていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

ただいま申し上げましたとおり、これまで検討を進めておりまして、小樽商工会議所にも確認いたしましたところ、次の第 5 回目の認定に向けて、この計画の認定に向けて取り組みを進めているという現状にございます。

○小貫委員

そこで、中小企業振興基本条例の制定前に実態調査をしてはどうかということを言ったのですけれども、市は制定後にしたいという話でした。それで産業港湾部としては、その正確な実態でなくても、今の市内の企業の状況というのはどういうふうに押さえていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、国の統計などによります、数値上の話で申し上げますと、市内の事業所数につきましては御承知のとおり減少傾向にあるということにございます。ただ、例えば製造業の製造品出荷額、特に食料品製造業になろうかと思いますが、そういった額が上向きになっている。あるいは観光入込客数、これも好調なインバウンドを背景に顕著に推移しているということで考えてございます。そういった中で、ことしの 8 月に、北海道財務局から、これは小樽だけではございませんけれども、後志の管内経済、これについては持ち直しているという判断がされている。あるいは小樽商工会議所の 4 月から 6 月の経済動向調査、これによりますと、主要 3 項目、これは業況判断、売上高、採算ということになります、こういった概況につきましても前期と比較して全て改善しているということで報告がなされております。

ただ一方では、課題、問題点としましては、原材料価格の上昇でありますとか、従業員の確保が困難になっている。あるいは、それに伴う人件費が増加しているといったようなことが挙げられているところでございます。

○小貫委員

そこで、中小企業庁のホームページを見ると、来年度の概算要求が出ているのですが、この中で活用できそうなものは何かあるのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

中小企業庁の平成30年度の概算要求の関係について、項目としてはいろいろ頭出しがされてありますけれども、その内容によりましては、例えばその都道府県に所在する産業支援施設に対する事業費、あるいは直接事業者に対する支援というものもありますので、その対象がさまざまある中で、明確に今、これということはお答えできませんけれども、中身としましては、販路拡大でありますとか創業支援、あるいは事業承継などそういったものが概算要求されてございますので、今後、詳細を見きわめてまいりたいと考えてございます。

○小貫委員

何せ金の出どころがなかなかないものですから、そういう国の支援を積極的に活用していただきたいと思います。

それで、陳情が上がっていきまして、店舗リフォーム助成条例の関係なのですけれども、一点だけ。これもやはり中小企業、小企業の応援というところには活用できると思うのですけれども、道内のほかの自治体の状況を押さえていたら紹介してください。

○（産業港湾）山本主幹

店舗リフォームの関係につきましては、従来から私からお話しさせていただいておりますので、私から御質問にお答えします。

道内の他の自治体の状況について、主要となります道内の 9 市の状況についてお話ししたいと思います。制度を導入しておりますのは、苫小牧市でございまして、導入していないのが旭川市、それから函館市、帯広市、江別市、室蘭市、釧路市、北見市となっております。苫小牧市の状況につきましては、電話で確認しているところでは、平成28年度から導入しまして、事業の効果につきましては、特にアンケートなども実施はしていないので取りまとめには至っていないということでありましたが、利用された方からは一部来店者がふえて好評だったというような話も聞いているというところでございます。

○小貫委員

苫小牧市の場合の予算額を押さえていたらお聞かせください。

○（産業港湾）山本主幹

苫小牧市につきましては、平成28年度につきましては当初予算案で450万円計上しておりまして、実際に利用されたのが 9 件あって、最終的には485万円の実績があったと聞いています。

○小貫委員

群馬県高崎市の場合は多額ですけれども、苫小牧市の場合はそういう少額からまず始めているということなので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

◎高島漁港区の観光船事業について

それで、次に、高島の問題に行きたいと思いますが、先ほども秋元委員が言っていたように、まず現在の観光船事業者の運営状況について説明してください。

○（産業港湾）管理課長

現在の高島漁港区での観光船の運営状況なのですが、私が現場とかに行って確認している状況では、小型の観光船27フィートの船を使って、1隻ないし2隻、感覚的なものですが、この船を使用して青の洞窟や窓岩の遊覧観光を行っているということで現場では見ております。

あと、建物の利用については、私が行ったときには余りお客とかが入っているというのはそのときは確認できていません。

○小貫委員

今も相変わらず使われているということで、大変、何と言うか図太い人だなと思うのですが、そこで、安斎議員がきょう午前中の本会議で質疑をやっていた中で、市長からの指示の話がありました。これについて、まず何月何日のことなのか、お答えください。

○（産業港湾）管理課長

一連の許認可にかかわる、その取り扱いの指示という質問かと思いますが、昨年の私の記憶の中では5月17日ごろに報告に行ったときに、そのように公平・公正に取り扱うよう、許可するよう、取り扱った手続をとるようというお話がありました。

○小貫委員

5月17日ですか。

○（産業港湾）管理課長

5月17日だと記憶しています。

○小貫委員

そうすると、5月17日だと、事業者のオーナーと社長が港湾室に来庁した日ですが、それは来庁した後だったのか前だったのかというのはどちらですか。

○（産業港湾）管理課長

たしか、後だったと思います。

○小貫委員

そのとき、港湾室は恐らく事業者にU字フックを撤去するようという指示を出していたときだったと思うのですが、その後で市長からそういう指示があったということなのですが、どういう状況で、その指示が行われたのか、これが単なる、例えば電話で一言来ただけなのか、何か合議制みたいな形で、会議みたいな形のときに、打ち合わせみたいなときに言われたのか、それはどういう状況だったのですか。

○（産業港湾）管理課長

港湾室が高島でこういう事業をやりたい方がいるということで事業の概要の報告を行ったときに、その辺は、他の港湾施設利用者と公平・公正に取り扱うようという指示がありました。

○小貫委員

港湾室が、ではわざわざ要は本庁に出向いて報告しに行ったということでいいのですか、今のは。

○（産業港湾）港湾室長

そのとおりでございます。

○小貫委員

それはどなたが行ったのですか。

○（産業港湾）管理課長

産業港湾部長と、当時の参事、あと私とたしか事業課長と一緒に同席していたかと思います。

○小貫委員

そうするとですね。恐らくただ単に公平・公正だか何だかという指示ではなくて、今の話を聞いていると報告に行ったのだから、いろいろな話し合いの中でそういう話があったという一部分だと私は思うのですが、具体的にほかにはどういう話し合いの中でそういう話があったのですか。

○（産業港湾）管理課長

港湾法ですとか、あと小樽市の管理使用条例、そういうものに照らして適合するかしないかを適切に判断して、あと許可の要件を満たしているものについては公平・公正に取り扱いなさいという御指示です。

○小貫委員

まだ、それをやっている時間がなくなるのであれですけれども、多分、事業課長もついて行ったということは、書記で行っていると思うので、そのメモか何かあったら後で欲しいのと、あと、そういう観光船事業のことで市長のところに部長、参事、課長が報告しに行くというのはよくある話なのですか。

○（産業港湾）港湾室長

この今の高島の件以外でも重要案件に関して言えば、やはり部長、当時は参事もおりましたけれども、部長以下港湾室の管理職ということで報告なり相談なりということで伺っております。

○小貫委員

やめようかと思ったのだけれども、重要案件という判断基準はどこにあるのですか。

○（産業港湾）港湾室長

特にそういう規定はございません。主観で私ども職員が重要だと思ったことにつきましては、言葉はあれですけれども、市長に報告ないしは相談しなければならないと判断したものについては重要ということで相談しております。

○小貫委員

それで、今回、先ほど来あったように3店舗を調べていますけれども、分区の関係で。その3店舗を選んだ理由について説明してください。

○（産業港湾）管理課長

3店舗を選んだ理由でございますけれども、なるべく直近で建築確認申請があったもので、それと新築の建物で、いわゆる店舗のようなもので当時の分区条例上適合したと判断したものと、今回、適合するものと判断した考え方を比較するためでございます。

○小貫委員

いまいよくわからない理由ですけれども。それで今回、資料要求しようと思ったのです。具体的にどうなのだと。どこの店舗で、また顧問弁護士の見解はどういうものだったのかというのを出示してくださいと言いました。結局、市長の悪いところは、都合のいいところだけつまみ食いして報告するのです。だから、市長の言うことだけ聞いていても事実はわからないのですよ、残念なことながら。だから出示してくださいと言った。ところが、出せませんという返事が返ってきて、そのことについては非常に問題だと私は思っています。

それで、だから聞くのですけれども、それぞれ3店舗、分区上何区なのかお示してください。

○（産業港湾）管理課長

それらの店舗について、どここの区と言いますと、その施設が特定されてしまう可能性がありますので、ここでは勘弁していただきたいと思います。

○小貫委員

いや、だからそういうことを理由に、だって市長が説明しているのですよ、今回。だったら説明しなければいいのですよ。説明しておいて議会には言えませんか。だから、予算特別委員会で私も言ったし、秋元委員も言ったけれども、小樽市自治基本条例はどこ行ったのだと、そういう話なのです。

それでしたら、その適合しない可能性が大きいとされた 1 店舗だけは、何区なのですか。そのぐらいは言えませんか。

○（産業港湾）管理課長

その辺も、勘弁していただきたいと思います。

○小貫委員

そんなのだったらね、全然議会の議論になりませんよ。今回は引き下がりますけれども、これは次回以降の経済常任委員会で大変問題になると思います。

それぞれ、そうしたら、新築した、今、直近とおっしゃいましたけれども、新築した年はいつなのですか。

○（産業港湾）管理課長

新築年、近年、少し古いものも 1 件比較しているところもありますが、最近ですけれども、平成 24 年、あと 26 年、一つ古いものとして 11 年になります。

○小貫委員

平成 17 年に通達が出ていましたよね。たしか、分区条例のことで規制緩和のことがあったのですが、そのぐらいまでしか私は調べられなかったのですけれども、この内容についてどのような規制緩和の内容だったのか、通達の内容をお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

平成 17 年 3 月 25 日に、規制改革・民間開放推進会議というところからの第 1 次答申なのですけれども、具体的な施策としての説明が書かれているものがあるのですが、用途地域内の建築物の用途制限の見直しということで、本格的な高齢化社会の到来の中で生活利便性を向上させる施設を適切な場所に立地していくことが必要と考えられているということでございまして、例えば主要な生活道路に面する地域であって住民の日常生活圏に配慮して、コンビニエンスストア等を含む住民の日常生活のための小規模な店舗等を供用することがふさわしいと認められた地域については、そういう地域の実情やニーズに応じて必要になってきているのではないかとということでございます。このことを受けまして、この規制緩和の要望があったことを踏まえ、臨港地区内の分区指定並びに分区での規制内容及びその運用についても、この辺のところを適宜必要な見直しを行うようにという趣旨での通知であります。

○小貫委員

先ほど、新築した年を聞いたら、それより新しかったから恐らく規制緩和の影響もいろいろあると思うのですが、それで私も、きょう朝、建築指導課に行って確認申請はいろいろと図面が出ているから、見てきたのですけれども、なかなか調べるのは、これ大変ですよ。一個一個調べなければいけないということで。そういう中で、本来、確認申請をそうやって確認するには、直接現状がどうなっているのかということを知ることがあると思うのですけれども、今回の顧問弁護士はそこまでやっていただいたのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

現状というのですか、現場調査、例えば、その施設の所有者、施設者にヒアリングするということだと考えていますけれども、その辺のところまでは確認しているというふうには聞いておりません。

○小貫委員

それで、実際にその例えば分区、建築指導課からね、建築主事から分区内に建築物があるときに、港湾室に打診があると思うのですけれども、そういうときに港湾室は現場を見るのですか。

○（産業港湾）管理課長

実際に確認申請上の手続において臨港地区内の建物を建設するのは年間さほどございませんけれども、ケース・バイ・ケースで現場に行ったりとか、あと書面上の確認とか、そういう形になっています。

○小貫委員

そういうことで、新築のときにいろいろ調べていると思うのですが、私、確認申請を見に行ったときに大体平成何年だったか忘れたけれども、平成11年までの地図で少し分区上気になったところ見たら、飲食店というのが確かにありました。その中では、ただ近くにも同じように倉庫だとかそういうのがあったのですけれども、今回のその一点が、適合しない可能性があるといったやつについては、新築の当時から同じように、その近隣に例えば、港湾利用者もしくは漁港区だったら漁業の利用者が使えるような状況の飲食店だったとは考えられないのですか。新築のときに。

○（産業港湾）管理課長

今、小貫委員がおっしゃられたその場所なのですが、どこかというのは私わかりませんが、確認申請において港湾室で分区条例上適合するというものの判断をしている飲食店であれば、当然その周辺の区内の施設の従事者ですとか、その利用者が利用するという前提で、それは適合するものだろうと判断を、当時はしたものだというふうに考えています。

○小貫委員

それで、私は、今回こうやって言いわけがいろいろかかっていますけれども、新築のときに分区条例違反でよくあるのは、途中で用途変更するだとか、そういうケースが結構あって、中には平成19年に古沢元議員が当時やったやつは倉庫だと言って確認申請を出しておきながら物販店にしたというケースもありました。そうやって申請のときは基本的には大体適合しているというのが、私はそこまで小樽市の行政は変ではないというふうに思っています。変なのはやはり市長だと思っていますが、今後、そうやって分区の違反を調べるというのは先ほど秋元委員に答えていましたけれども、これは誰が調べることになるのですか。

○（産業港湾）管理課長

誰か調べるかということになりますと、分区条例上の取り扱いについては港湾室で所管していますから、いろいろ情報提供とか他部、建設部との情報共有とかあるかと思いますが、主体的には港湾室でやる形になるのではないかと考えています。

○小貫委員

そうすると、平成8年から分区上の確認申請を1枚1枚確認してやっていくということですよ。

○（産業港湾）管理課長

現場の確認もさることながら、書面の確認というのも必要になってくると思いますので、基本的にはそういうところからのスタートになると思います。

○小貫委員

やはり現実的に、秋元委員も言っていたけれども、やめたほうがいいですよ、そんなの。そうすると、だって、働くのは職員ですよ。もちろん、多分臨時に必要なになってくると。もしくは時間外が必要ない課長にやらせるということになるかもしれないのですけれども、それだって通常の業務がおろそかになるわけですよ、その分。それは、予算措置は幾らぐらいになるものなのですか。そんなことしたら。

○（産業港湾）港湾室長

まだそこまで具体的な調査をするということでの、何らかの計画といいますか、そこまで詰めておりませんので、そういったことはお答えできません。

○小貫委員

莫大な職員の負担がかかると。港湾室だけではなくて、前、松田議員の質問で時間外勤務のことでやっている中で、建設部の時間が多いという話がありましたけれども、建設部だって人が足りない中でやっているのですよね、皆さん。財政難だと言って人が減らされているのですから。その中で、そんな調査を、いや、苦情があつて、実際にここが違反、秋元委員も言っていたけれども、違反だというのがあつて、そこを調査するというのだったら私はわかりますよ。ただ、そうもなっていないところを、不便がかかっているところをやるなどというのは言語道断だと。こういう経済常任委員会での意見も踏まえてしっかり市長と協議していくと、そのぐらい答えられないのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

確かに、委員各位から御指摘がありますように、これを過去にさかのぼって、まず新築物件を全て調査するというのは莫大な作業量になりますし、ましてや先ほど御指摘いただいたように、新築のときには適合したけれども、途中で所有者が変わるなどして、用途が変わって不適合になってしまったようなものも含めると、かなりの作業量になると思います。しかし、その実態をまず押さええないことには、今後の臨港地区をどのように活用していくか。または臨港地区から外すだとか、そういった部分も検討していかなければならないことが出てくるかと思いますので、いずれにしても実態についての調査は必要かと思うのですけれども、それをどう是正するか。それについては、やはりその調査を終えてから検討しなければならないと思いますので、まずは事業費とかそういうことはまだお示しできませんし、作業量がどれだけになるのかということもお示しはできないのですけれども、まずは、どういう状況になっているのかというのは常々やはり私ども、港湾、小樽港を管理していく職場といたしましては、本来、常々調査していなければならなかったことかなと思いますので、今後につきましても日常の業務の中で、少しずつでも、まず実態を調査していきたいと考えております。

○小貫委員

いや、室長、それは室を預かる身として、やはり職員の負担を考えると、私はお受けできないということを、市長に言っていただきたいなと思います。そんなことよりもね、港湾計画をさっさと進めるべきなのですよ、港湾室は。そこをおろそかにしておいて、どういう港湾計画にするかわからないのに分区のほうだけ手をつけるというのは、本末転倒というのではないのでしょうか。その辺をお答えください。

○（産業港湾）港湾室長

やはり事業課は事業課の一つの仕事として港湾計画に関することが業務でございますし、管理課は管理課で臨港地区のいわゆる分区に関する業務が一つの仕事でございますので、私が先ほど申し上げましたのは、仕事をふやすことを拒絶することは私ども職員としてはできないと思いますので、その職員としての責務を果たしていくのだということで申し上げたわけで、やり方についてはやはり、それぞれの業務に応じて、また業務量に応じて工夫して、そして提案して、できるだけ負担にならないような形でやっていきたいと。それは、もちろんそういう形で仕事は進めていきたいと考えております。

○小貫委員

長くてもあと1年半はどうかしてしておいたほうが良いと思いますけれども。

◎港湾計画について

それで、港湾計画のその改訂に移りますが、これもまた秋元委員と重複してしまうのだけれども、意見が上がってきた、商工会議所、港湾振興会、これは二つとも長期構想のメンバーだったと思うのです。だから、やはり私も、

この長期構想をまず第 2 回を開くべきだと。その上で話し合うべきだと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

やはり長期構想におきましては、第 1 回検討委員会の中でやはり三つの柱ということで皆様から御意見をいただいたところでございます。しかしながら、庁内会議の中で、物流ということで方針が出されたものですから、それをもって改めて物流でいくという話にも当然なりませんし、あくまでもその皆様からいただいた三つの柱という御意見をもとに今後進めたいと考えておりますので、まずはその基本理念から策定して、改めて、その庁内合意を図った中で、今後、長期構想なり港湾計画改訂の再開に向けて進めていきたいと考えています。

○小貫委員

いや、長期構想の中で話し合ったらどうですかという質問なのだけれども、それは、そうしませんということなのですか、今の答弁は。

○（産業港湾）事業課長

やはり、長期構想という話の中で進めますと、やはり現在、日本港湾協会に委託しているということもございまして、やはり、国の関与というのも当然でございます。我々といたしましては、その長期構想ということではなくて、形的にはメンバーも、長期構想の検討委員の今お願いしている方々にまた再度お願いして、基本理念をつくりたいということで、またメンバーに加わっていただいて、懇談会なり研究会なりを立ち上げたいと考えておりますけれども、いずれにしても長期構想という形になりますと委託料がかかりますので、そういう形ではなく、あくまでも懇談会なり研究会という形の中で基本理念を進めていきたいと考えています。

○小貫委員

いや、だったらメンバーが一緒なのだったら、金がかかるからという話をしているけれども、長期構想でそれこそ、これも秋元委員と同じになってしまいますが、長期構想でそのことを議論すればいいのではないですか、メンバーが一緒だというのだったら。

○（産業港湾）事業課長

先ほども申しましたけれども、やはり第 1 回の委員会の中で三つの柱ということで、方針というのですか、意見をいただいておりますので、あくまでもそれはそれということで三つの柱で第 2 回の委員会を開くべきであると考えています。ただ、庁内の方向性として物流ということで示されたものですから、それをあえて三つの意見をいただいた中にまたぶつけるのはどうかなということで考えています。

（「それも難しいしょ、だけど」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

長期構想検討委員会の中での市長の冒頭挨拶、これはどなたか本会議か何かで取り上げていましたけれども、これを読み上げてもらえますか。

○（産業港湾）事業課長

今、手元に、市長が挨拶をした文が手元にございませんので……

（「だって、先ほどオブザーバーの、答えていたものがあるでしょう」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。今、読み上げたいと思います。

「このたび、本委員会並びに幹事会を立ち上げるに当たりまして、日本港湾協会の須野原理事長を初め、本日お越しになられている皆様におかれましては、委員並びに幹事の就任を快く引き受けていただきまして、まことにありがとうございます。また、本日、お忙しい中、このようにお集まりいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。今さら言わずもがなであります。皆様もご存じのように、小樽港の成り立ちは、明治時代、北海道の開拓に伴う石炭の積み出し港等を中心に経済発展の中心として発展してきたところでございます。昭和 26 年には重要港湾に指定された大変歴史のある港でございます。現在は北海道の日本海側で、唯一、本州

と結ばれている舞鶴、新潟へのフェリー航路のほか、中国へのコンテナ航路、さらにはウラジオストクとの ROR O 定期航路が、今、就航しているところでございます。そして、近年、アジアにおけるクルーズ船の需要増に伴いまして、北海道のクルーズ拠点港としても、今、少しずつ発展をしているところでございます。そのような中で、小樽港の港湾計画につきましては、平成 9 年の港湾計画改訂を最後に、現在、19 年が経過したところでございます。この間、フェリー航路の減便、小樽港を取り巻く社会情勢が変化しており、小樽港の物流にとって極めて厳しい状況が続いている中で、施設の老朽化など、さまざまな課題を抱えているところでございます。このたびの長期構想検討委員会においては、このような課題をしっかりと乗り越えて、これからの小樽港の発展に向けて非常に重要な導きになると思っておりますので、皆様から忌憚のないご意見、そして、貴重なご意見等をいただきながら、しっかりと進め、構想を政策に結びつけてまいりたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。結びになりますけれども、本日ご出席をいただいておりますお 1 人お 1 人のご多幸、ご健勝を祈念申し上げます、そして、この委員会がすばらしい委員会となり、すばらしい構想ができますことを祈念申し上げまして、大変簡単ではございますが、開催に当たっての皆様に対してのお礼の挨拶とさせていただきます。」ということでございます。

○小貫委員

それで、市長は、ぜひ御意見をいただきたいと言いながら、その後、退席しているのですけれども、退席した後、この御意見に市長はきちんと目を通したのですか。

○（産業港湾）事業課長

記憶につきましては定かではございませんけれども、一応概要版的なものはお渡ししたかと思います。

○小貫委員

いや、この長期構想の中で、しばらく待とうなどという意見は一つもないですよ。みんな急がなければいけないと、老朽化が激しいと、そういう意見ばかりでしたよね。それなのに、第 2 回の委員会も開かないで、しばらく棚上げにしますと。やはり、長期構想の委員に対して失礼なことです。しっかりと第 2 回をやはり開くべきです、すぐに。その辺について、どう思いますかというか、そのことをきちんと進めていただきたいと思います。どうですか。

○（産業港湾）事業課長

やはり、我々といたしましてもしっかりと港湾計画改訂に結びつけたいという思いもございまして、やはりここはしっかりと、社会情勢を踏まえた基本理念をつくって、それから長期構想策定に結びつけたい。そのために一度、第 2 回検討委員会に向けて立ちどまるという判断をしたところでございます。

○小貫委員

その基本理念なのですけれども、高野議員の代表質問では、小樽港港湾計画改訂に向けた基本方針案と基本理念は全く異なるのだと、こうやって言ってきたのですよね。議論の積み重ねの基本方針とは全く異なる基本理念をつくると。それはどのような理念、どうして異なることになるのですか。

○（産業港湾）事業課長

代表質問で高野議員への答弁の中で、平成 27 年に取りまとめた基本方針案ということでお話があったかと思うのですけれども、27 年の基本方針案の考え方は、港湾計画の方針ですとか、港湾の能力、そして施設の規模・配置、これを見直すということで示されているところでございます。

基本理念と申しますのは、これからいわゆる将来の方向性としまして、振興策を検討する、将来像と方向性を示すものということでございますので、ここら辺でいった将来像ということで、基本方針案とは若干異なるものと考えています。

○小貫委員

若干異なるという答弁でしたか。

○（産業港湾）事業課長

今、答弁書を確認しておりますけれども、「若干」という言葉は載ってございません。訂正させていただきたいと思います。

○小貫委員

方針案とは異なる基本理念と、でも両方生かすということになるのですよね。それはどうなのですか。

○（産業港湾）事業課長

平成27年に取りまとめた基本方針案は、どちらかというと施設の整備の関係について記されているものと認識しております。

ただ、これから我々がつくろうと思っている基本理念につきましては、施設整備的なものというよりも、方向性をどうしていくか。小樽港を今後どうしていくかということですので、そこら辺が違いということになってございます。

○小貫委員

それを聞いていると、丸々長期構想の話ではないですか。方向性をどうしていくかというのなんて。基本理念をそうしたら何で原部でつくるといふ話になるのですか。長期構想の話ですよ、今のは。

○（産業港湾）事業課長

長期構想と基本理念というところでございますけれども、長期構想につきましては、いわば港湾計画改訂の延長線上にあるものと考えております。

港湾計画を改訂するに当たりましては、やはり二、三十年先を見据えた、小樽港の整備の構想ということで捉えております。この長期構想の整備の方向性というのですかね。形を見据えた中で、その短期計画である10年から15年を見据えたものが港湾計画になっておりますので、長期構想においては、いわば施設整備の構想であると。基本理念については、小樽港自体の将来の方向性を示す整備という意味ではなくて、どういった方向で小樽港を持っていくのか、そこら辺が少し違うところでございます。

○小貫委員

第2回定例会のときに、長期構想はどういうものかと事業課長は答えているけれども、総合的な港湾空間の形成、そしてそのあり方を構想、そしてビジョンとしてとして取りまとめたものだ。今言った基本理念と言葉は違うけれども、同じことではないのですか。

○（産業港湾）事業課長

やはり長期構想というのは、先ほど申しましたとおり、施設整備における将来的な構想であると考えています。基本理念につきましては、小樽港を将来どういうふうに発展させていくかといったところが違いということで認識しています。

○小貫委員

でも、長期構想の一部ですよ。

○（産業港湾）事業課長

位置づけといたしましては、いわゆる下位計画に港湾計画がありまして、その上位に長期構想がある。さらにその上にあるのが基本理念ということで考えております。

○小貫委員

通常、その上にあるのは将来ビジョンと大抵の説明書ではなっていませんか。

○（産業港湾）事業課長

いわゆるその将来ビジョンの中におさめられているのが基本理念と認識しております。

○小貫委員

その話を長くやっていくとあれなのですけれども、それで、港湾計画が改訂されないまま、このまま進むとどういう影響があると考えているか、説明してください。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画といいますと、施設の整備がメインになってくるかと思いますが、今その施設整備ということでお話しさせていただきますと、現在、国の直轄事業で北防波堤ですとか、第 3 号ふ頭の岸壁の改良、そして泊地のしゅんせつというところも行っておりますけれども、このほかに市の交付金事業といたしまして、第 2 号ふ頭の岸壁の改良ですとか、臨港道路の舗装の改良、こういったものも行っております。

それで今後、港湾整備において施設計画の位置づけが必要になったときには、現在、軽易な変更ですとか一部変更といった手続の中で対応が可能ですので、現段階におきましては、施設整備においては大きな影響はないと考えております。

また、管理的な面におきましては、現行計画の基本方針ですとか、将来ビジョンがございますので、それを引き続き使って港湾行政を進めていくのが可能であるということで考えております。

ただ、港湾業界の方々におきましては、確かに今回港湾計画の改訂を一時中断することにおきましては、今後の小樽港の将来像について不安を抱いている方々がいらっしゃると思いますけれども、今後も小樽港の発展に向けたよりよい計画のために一時中断するのだと、そのために基本理念をつくるのだということを改めて御理解いただるように、今後説明してまいりたいと考えております。

○小貫委員

今、事業課長が言ったことは、この間の説明ですつと言っていることなのですけれども、港湾計画の否定ですよ。何か物事があつたら、新たに港湾計画に一部変更で盛り込んで実施していけばいいのだと。そんなことを言つたら、法定計画として港湾計画をつくりなさいという定めがある港湾法そのものが否定されているのではないのですか。

○（産業港湾）事業課長

今私が申し上げましたのは、今すぐという意味でございます。港湾計画改訂をしないということではなくて、引き続きやる、それまでの間、どう影響があるかということに対して述べさせていただいたところでございます。

○小貫委員

それでも、なくても大丈夫なのだという、しばらくはね。そういうことは、やはりおかしいですよ。そして、道内の 1,000 万トン以上の貨物の取り扱いがある港湾の港湾計画の状況はどうなっていますか。

○（産業港湾）事業課長

今の道内 14 港湾における改訂作業の聞き取りを行ったところ、平成 9 年の小樽港より以前に改訂したところにつきまして、室蘭港については 6 年に改訂しているということで、現在長期構想委員会の開催を目指して改訂作業中だということで聞いております。

また留萌港につきましては、8 年の港湾計画改訂ということで、これはそのままの現行計画となっている、改訂予定はないということでございます。

このほか、根室港におきましては、4 年の改訂ということになっておりまして、ここの根室港につきましても、今後改訂の予定はないということで聞いております。

○小貫委員

今挙げた留萌港だとか根室港は、小樽港の 10 分の 1 以下ですよ、貨物量。それで、室蘭港についても近々改訂

が予定されているということですから、取り残されるという話だと思います。

それで、過疎計画が議決されたときに、私は事業課長とやりとりした覚えがあるのですが、それについてどのような議論だったか思い起こしてしゃべってください。

○（産業港湾）事業課長

平成27年第4回定例会の予算特別委員会の中で、小貫委員からの御指摘があったかと思いますが、これにつきまして、過疎計画自体が議決事項であるという中で、地方港湾審議会への説明といたしますか、しないのかというそういう内容だったかと思えます。

（「地港審の答申が先じゃないかと」と呼ぶ者あり）

答申が先だと、そういった話だったかと思えます。

そのとき、私といたしましては、地港審の審議事項に該当しないということで、報告はしていないというお話をさせていただいたと思えます。その後、質問の流れの中で、確かに過疎計画の登載につきましては、地港審への審議事項ではないのですが、確かに港湾計画改訂の重要事項であるということから、今後丁寧に説明していきたいという流れでお話をさせていただいたかと思えます。

これにつきましては、実は平成28年11月、地港審を開催して、本来過疎計画の登載の件について御説明申し上げればよかったのですが、これについては説明していなかったというところがございますので、これについては深くおわびを申し上げたいと思えます。この件につきましては、直近で10月か11月に地港審を開催する予定でございますので、改めてこの過疎計画の登載について御説明申し上げていきたいと考えております。

○小貫委員

その議論もそうだったのですが、地港審で要は港湾計画を改訂しないとできない事業を先に過疎計画で議決をすると、それはおかしいのではないかとこの話をしたのに、先に過疎計画で議決をとったのですよ。港湾計画改訂の前に。改訂してからのほうがいいと言ったのです、私は。なのに、そうやって押し切ったのに、今回中断するというのは、この議決すら無視することになるのではないですか。

○（産業港湾）事業課長

認識といたしましては、あくまでも過疎計画については、その整備を確約するものではないという認識でございますので……

（「確約するものじゃないから、地港審の後でいいんじゃないのと言ったのだから」と呼ぶ者あり）

いずれにしても、港湾計画改訂とはまた別物ということで私は認識しておりますので、方向については直近で開催予定の地港審の中で御報告させていただきたいと考えております。

○小貫委員

まとめますけれども、この後聞こうと思っていたのは、今、苫小牧港との関係で、伏木港と内航RORO船の季節運航が始まっているのですよ、11月から。そして、また境港と内航RORO船のトライアル輸送が、苫小牧港と日本海側の港とで始まっているという状況があるのです。そういう競合関係にある中で、やはり港湾計画を今一時中断なんてしている場合ではないのではないかと私は思うのですが、これについては聞いてもまた同じ答弁が返ってきますので、私は急ぐべきだし、今の市長がやめろということを言っているのかなと思うような今の状況ですので、ぜひ急いでいただきたいと思えます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時47分

再開 午後 4 時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、採択を主張して討論いたします。

本題に入る前に、質問でやろうと思っていた一点で、色内ふ頭の問題で、水道局は一生懸命、建設常任委員会の人に説明に来ていたのに、なぜか港湾室は説明に来ていただけなかったと。そのことについて、そういうことはよろしくないということを質問で言おうと思ったのですが、今後しっかりと、何かあったら情報提供を議会にさせていただくように、まず一言申し上げておきたいと思います。

それでは、本題に入ります。

2014年に小規模企業振興基本法が制定され、小規模企業の振興を推進することが位置づけられました。小樽事業者の半数が小企業者であり、ここへの支援が必要です。店舗リフォーム助成はこの一助になります。苫小牧市などで実施しており、小樽市でも制度実現を求める願意は妥当であり、採択を求め、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。